

平成 22 年 6 月 18 日 (金曜日)

(会議第 5 日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
		5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	欠 番	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄	17番	欠 番	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

4番 田 辺 守

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総 務 課 長	松 田 博 和	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康	税 务 課 長	米 津 芳 喜
農 業 振 興 課 長	松 田 二	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
ま ち づ く り 課 長	濱 田 仁 司	地 域 住 民 課 長	大 塚 一 福
建 設 課 長	武 政 登	海 洋 森 林 課 長	谷 口 明 男
会 計 管 理 者	野 並 純	教 育 委 員 長	生 駒 進
教 育 次 長	坂 本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 伊 与 木 美 穂

議事日程第5号

平成22年6月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第9号から議案第14号・議案第16号から議案第20号
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第15号
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第21号から22号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議員提出議案第58号から議員提出議案第60号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 21 号 町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結について

議案第 22 号 宅地造成工事の請負契約の締結について

●教育厚生常任委員会から提出された修正案

議案第 15 号に対する委員会修正案

●議員から提出された議案

議員提出議案第 58 号 核持ち込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書

議員提出議案第 59 号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

議員提出議案第 60 号 人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案（人権侵害救済法）成立に反対する意見書

議事の経過

平成22年6月18日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから、日程に従って会議を進めていきますので、どうかよろしくお願ひします。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

田辺守君から欠席の届け出がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、山下伊都子さん。

2番（山下伊都子さん）

おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一般質問を私は3点行います。

町長が誕生して初めての議会です。どうかよろしくお願ひ致します。

選挙中は町内隅々まで足を運ばれ、住民の置かれてる状況がほんとに理解されたことが、今までよく町長の発言で分かりました。

町長が就任以来、重点課題として福祉の充実が挙げられていました。今議会の所信表明でも具体例などが話されて、一人暮らしの高齢者を見守る仕組みづくりを充実させ、さまざまなケースに対応できる二重、三重のセーフティーネットをつくりたいと表明されました。

地方自治体の役割は住民の命と暮らしを守ることと、私は日ごろから訴えてきました。特に高齢者の問題は心配事が多くありましたので、訴えてまいりました。町長が重点課題として出してこられたことに大変うれしく思いますし、これからも見守っていきたいと思っております。

そこで、まず町長にお聞き致しますが、町長は就任後最優先課題にどう取り組まれるのか、高齢者対策の基本姿勢をお聞き致します。これは、今議会でもずっと町長の答弁をお聞きしておりますと、包括支援センターとかそういう所と協議をして、一人暮らしのお年寄りたちを訪ねて回って、これから基本的な姿勢を考えていきたいというお話をしたが。ずっと選挙中、昨年から回られて、まあいたらお年寄りの置かれてる状況っていうのはよく分かってきてるんじゃないかなっていうふうに思います。昨日も宮地葉子さんの質問でも、お年寄りがたくさんいる中で、また、行政が重点に掲げないかんのは一人暮らしではないというふうなこともおっしゃっておりました。で、今日の高知新聞にも町長の具体的な話が、今日まで聞かれなかつたっていうことも書かれております。

私はもう町長、いろいろと何ヵ月も回ってこられて、高齢者の置かれてる立場っていうのは分かっておられると思いますので、町長自身はどういうふうなことをしていきたいのかっていうことを示していただきたいなっていうふうに思っております。

私は佐賀地域において、病院に行きたくてもバス停まで行くのにはやっとの地域が佐賀にもたくさんあります。ほんで、例えば川奥地域や市野々川地域ですか、その地域ではバス停に行くにも数キロ歩かなくては

ならないし、川奥なんかは拳ノ川の診療所に行くにも、一番奥のお年寄りたちは歩いていかなくてはならないので、どうしても自分が体調が悪いときなんかは行けないということを町長もおっしゃっておりましたが、そういうお年寄りがほんとあります。で、話し相手もいなくって不安を抱えてるお年寄りもおりますので、ほんとに気に掛かっております。

で、お年寄りを訪問すると、今日も誰とも話さなかつたという、今日も話さなかつたとかいうふうな声がほんとに聞こえますので、ほんとに町長のおっしゃってるセーフネットの仕組みづくりっていうか、重点的にやっていただきたいと思います。

2010 年の高齢社会白書によりますと、一日中会話しない一人暮らしの高齢者が 35 パーセント、困ったときに頼れる人がいるのかという問い合わせには、いないと答えた人が 22.7 パーセントにも上り、孤独な社会の日本を表してゐると思います。

私たちの町でも例外ではありません。一人ぼっちの高齢者をつくらないシステムづくりが本当に今緊急で、重要な課題になってると思いますので、町長、具体的にどういうふうにつくっていきたいのか、町長自身の考え方をお示しいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

山下議員の質問にお答えします。

まずは通告書に基づきまして、ご指摘いただきました、そこにいけば誰かがいる場所づくりについてのご質問ですが、繰り返し申し上げてきましたように、お年寄りの見守りと生きがい創出について、お年寄りが自発的に外出していただき、そして、会話の機会があるというのは私の目指すところでございます。

これまでご質問いただき答弁を致しましたように、まずは町内の遊休施設の有効活用を念頭に取り組んでまいります。

また、先般ご質問いただきまして、町内の遊休施設について耐用年数と補助金に関連する事項につきまして健康福祉課の方で調査を開始致しました。伊与喜保育所の利用でございますが、通告書にありますようにお年寄りの憩いの場ということでのご利用でございましたら地域の福祉向上につながるということで、無料で利用していただくことも可能だと考えております。

また、運営内容によってその他の支援策が変わってこようかと思いますので、詳細につきましては協議させていただきます。

また、お一人暮らしのお年寄りの見守りについて、私の個人的な見解をというご質問でございます。ご指摘いただきましたように約 4 カ月、町内隅々まで歩かしていただきまして、ある一定、特に申し上げてきた高齢者のお一人暮らしの世帯について現状を把握しておるつもりでございました。就任直後、直ちに包括支援センターの方にお話を持ってまいりましたが、包括支援センターが現在取り組んでおられる取り組みの中で、これも申し上げましたけれども、お一人暮らしのお年寄りのご世帯でもいろいろなケースがあると。こちらは単純にですね、会話の機会を設けていただきたい、あるいは命を守るために必ず毎日 1 回かはお年寄りと触れ合わないと駄目だということで、訪問スケジュールを組むためのお願いに行ったわけですけれども、それを求められてないご家庭も現実にはあるということでございます。

直ちに整備を要求しております資料は、現在、包括が家庭訪問で回られている中で私が行ってもいい所、あ

るいは誰が行つてもいい所、まずはその抽出に掛かっております。それからまた、昨日申し上げましたように、関連資料の整備についても指示を出しております。

もう1点。お一人暮らしのお年寄りの世帯の見守りについて、繰り返し申し上げてまいりましたけれども、ご承知のとおり現在も福祉全般についていろいろな施策で対策を講じられております。それを充実していくことは当たり前の話ではございますが、中でも特にこのお一人暮らしのお年寄りの見守りについて力を入れていきたいということをございます。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

2回目の質問を致します。

遊休の保育園の伊与喜保育園については、取り組みの内容によっては無料で使用することができるっていうふうなこともをおっしゃってました。ほんで、福祉はまあ今までもやられてるっていうことで、町長自身は一人暮らしのお年寄りとか、そういう所に訪ねていって、どういうことをしたらいいかっていうことをこれから考えていきたいということなんですね。

まあそれは確かに、お年寄りにもいろんな、町長が訪ねてきてくれたら困るとかいろんな方もいると思うんですけどね、私はお年寄りの見守りは、やっぱり地域が見守っていかなくてはならないんじゃないかなっていうふうに思っております。

それで、佐賀地域は宅老所っていうのがないんです。で、議会の始まる前に大方の宅老所を訪ねていって、で、大方の宅老所の内容も聞いてきました。それと、お隣の四万十町が宅老所をということで11カ所の施設があって、町の補助で運営をしているということです。

で、そこに同僚の議員と一緒にお話を聞きに行ったのですが、まあ四万十町は、大方の宅老所と四万十町の宅老所とは内容も変わっておりましたので、イメージとしてはすごく違っていました。四万十町は社会福祉協議会が行ってる、黒潮町が行ってるふれあいセンターのような内容で、お昼、皆さんとお食事をして、で、健康維持のための取り組みをしているっていうことでした。でも、決定的に黒潮町との違いは、黒潮町はふれあいサロンでもほんとに、伊与喜校下でしたら2カ月に1回なんですね。そういう意味では、四万十町は週に1回行われておりましたので、そういう予防活動というのが盛んに行われているっていうを感じました。

まあ、この四万十町は月最低でも4回が開催されていまして、で、今後もこういう所が増えていくっていうことがおっしゃっていました。この四万十町は地域の集会所とかそういう所で行っておりましたので、補助事業もありますし、で、すごいボランティアの方たちがお年寄りと過ごしているということでは、全然黒潮町との活動内容と違っているというか、そういうことを思ってきました。まあ黒潮町は高知医大と連携をして、寝たきり予防運動教室も行われますが、これも年に2回で5月から7月、11月から1月と6カ月間だけでありまして、ずっと1年間継続した事業ではないわけなんですね。

で、それと、参加してるお年寄りに聞いてみると、やっぱり運動教室に行ってるときには体もしょんとして、すごい頑張って、1人でもやらんといかんというふうに返ってくるんですけど、なかなかまた自分とこに帰ってきたら運動ができないっていうことで、まあ週に2回あるというときには、ものすごく体がしょんとしてるらしいんですよね。そういう意味で、まあバスに乗って拳ノ川の福祉センターまで行かないかんので、佐賀地域の人はですよ。もっと近くで実施していただいたらもっと参加しやすいんじゃないかなっていうこともおっしゃっていました。

私は、どうして伊与喜保育所が休園になってるのでそこを利用してっていうことも考えながら、地域の集会所もいいなっていうふうに考えてたんですけど、地域の中にはお年寄りが少ない地域と多い地域があるんですよね。そういう意味からも、まあ1つ例を取ってみますと、熊井地域なんかはお年寄りがいるのはいるんですけど、やっぱり耳が聞こえなかつたりして、あそこに行ってもなかなか話ができるないということで、ほんで隣の部落に行けばもっと話する人がいるのに、隣の部落まで行くのは大変だし、で、1日やっぱり一人になって、話ができるないというお年寄りがいるわけなんですね。そういうことを考えたら、校下別にそういう宅老所的なものができないかどうかっていうことを今日は提案したいんですけど。

校下別でしたら、その四万十町の方もおっしゃっておりましたが、田舎の方に行けば、お年寄りはもう80になんでも働いてるんですよね。働いてるので、なかなかそういうことをやっても集まらないということもありまして、田舎いうたらおかしいんですけど、お百姓さんのいる地域ですよね、そこにはお年寄りがなかなか集まらなくって、こういう宅老所的な、サロン的なものが開けないっていうこともおっしゃっておりましたので、やっぱり校下別にやっていけばお年寄りも集まって、ああ、あそこの誰々さんが元気やねとか、そういうことらも言われますのでね。校下別に宅老所的なものができないかどうかっていうことで、今質問してるんですけど。

で、私もこの質問する前に、ずっと地域でボランティアの方もやっぱり募らんといかんと思って、ボランティアの方なんかもできる方がいるんですかっていうことでずっと話をできましたら、まあ60代、70代ぐらいの方でも月に1回ぐらいだったらボランティアもできるっていうふうな話もいただいておりますのでね、まずは施設の整備や維持管理とか、で、行政がもうちょっと主導的にやっていただきて、その中でボランティアやなんかもしていかなくては、なかなか地域だけに任していくってことではならないんじゃないかなということで思っています。

今、今度の議会で国保の値上げがありましたよね。で、教育厚生委員会に私はいるんですけど、委員会の議員の中からも社会情勢が厳しい、即、住民負担は許さないということで、いろんな対策を町が講じて初めて値上げということが出てくるんじゃないかということも話が出ていました。

まあ医療費の抑制っていうのは自然に出てくるものでもないし、こういうことをやったから抑制ということでもないんですけど、やっぱり寝たきりの高齢者を出さないための一環として、私は各地域の校下別にそういう集い、寝たきりの高齢者を出さないための運動っていうか、取り組みっていうか、それが絶対に必要じゃないかなと思いますが。

町長のお考えをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

校区ごとに宅老所の機能の整備をというご指摘をいただきました。校区ごとにということをこの場で断言できるところまでは至っておりませんけれども、この宅老所の機能が福祉向上と、それからご指摘いただきましたように医療費抑制につながるという認識は持っております。

これまで繰り返し申し上げてまいりましたが、このお一人暮らしのお年寄りの見守りネットワークの構築につきまして、私が配慮している点がございます。その最大のところは、これが維持、継続可能なネットワークにならないといけないということでございます。そのためには、個人の方へ過度のご負担が掛かつたり、あるいは金銭的なご負担があまりにも大き過ぎたりということになりますと、なかなか維持、継続が難しいという

ことになろうかと思います。そのため、先日申し上げましたように、地域の皆さん、あるいはボランティアの皆さん、あるいは町内で活躍されてます各種団体の方にご協力をお願いしようというところでございます。

そのためには、複数回の協議が必要であろうかと思います。直ちに取り掛かりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

継続してできるネットワークづくりっていうことで、私は本当に大事だなっていうふうに思います。やってもすぐにねえ、ボランティアがいなくなつたからということで取り止めになるような教室でしたら、やっぱり持続をしていかなくては、これから高齢化社会を迎えていくためには、寝たきりをつくらないとかいうことでは、持続をしていかなくてはならないと思っています。

私は佐賀地域で長年、拳ノ川の診療所の疋田先生、町長は若いのであんまり知らないと思うが、疋田先生とずっと交流もありましてお話を聞いたことがあるんですけど、全村病院構想で、寝たきりをつくらない予防医学の実践をしてきた先生なんですね。これは佐賀地域なんんですけど。で、地域で先生はずうっと健康教室とか、また、家族が亡くなればお通夜教室といって、病気と健康、そしてどのような形で死を迎えたのかっていうことで、お通夜教室の中では、このお年寄りはこういうふうに過ごてきて、こういうふうな病気を持ってて、こういうふうにして亡くなったんですよっていうふうな形で、どのような形で自分自身も死を迎えていくのか、寝たきりにならないためにはどうしたらいいのかっていうことで、啓発活動をずっと実践してきた先生なんですね。

その先生、まあそういうことをやってたからかどうかは分かりませんけど、旧佐賀町では国保税が黒字になったときがあるんですね。そういうこともありますし、医療情勢も変わっており、高度の医療が進んで一概に昔のことを言っても始まりませんが、住民とまあいうたら行政とが一体になって、私は高齢化社会を迎えていくっていうか、そういうことをしていかなくてはならないんじゃないかなというふうに思っております。

やっぱりお年寄りはそこに行ってお話をすれば、また明日元気に仕事をして、また次の日はあそこに行こうっていうふうな目標が持てるわけなんですね。町長、継続したネットワークをつくるっていうことを言われていますけど、お年寄りはね、そんなに先が長くないんですよね。ですから早いことそういうことをやっていたかないと、やっぱり、それと寝たきりをつくらないっていうことからも含めて、どうしても早いことその計画をね、していただかなくてはならないんじゃないかなというふうに思います。

まあ、閉園した保育所とか地域でどういうふうに取り組むか、これから継続した取り組みができるかっていうことで模索中だということですが、早いことやるかどうかをもう1回お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

私の選挙戦の最大公約でもありますし、一日も早く実現できるよう取り組んでまいります。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

一日も早く取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、2点目を質問致します。教育委員会がこのままでいいのかということでお聞き致します。

現在、佐賀庁舎に教育委員会が移転しました。住民は何もかも大方地域になって不満を抱えているが、教育委員会だけでも佐賀庁舎に移転したことを大変喜んでおりました。

しかし、現在の委員会は、大方地域の職員も佐賀庁舎に来られたと思います。で、人数も多くなってるんじゃないでしょうか。うん。それにもかかわらず、佐賀の総合センターで教育委員会がありましたよね。そこよりも狭くなってるんじゃないかなっていうふうに私は思います。で、空いた部屋があるにもかかわらず、なかったのかどうか分からんんですけど、なぜこのように狭い事務所に移転したのか、その理由をお聞き致します。

委員会に訪問された住民の方から、なんであんな所に委員会を押し込んだのだろうかっていうふうなおしゃりの声も出ています。で、委員会の事務所移転を見る限りでは、十分な論議もせずに差し当たり現在の場所に、変な言い方かも分かりませんけど放り込んだような、そういうふうな感じに取れます。

教育委員会は、先生たちや生涯学習などの相談など多岐にわたって活動がありますし、訪ねてくる方もたくさんおられると思います。落ち着いて話ができるという場所ではないんじゃないかなということを思います。

また、教育長のお部屋が2階にありますよね。なぜこのようになっているのか。

事務所を移転するに当たって、どのような論議がされて今に至っているのか、詳しく経過をお話していただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは、山下議員の教育委員会のスペースについてのご質問に、まず私の方から教育委員会の現状について説明をさせていただきます。

教育委員会が佐賀庁舎へ移るに当たりましては、昨年度、現在の佐賀庁舎の全体のスペース等、それから佐賀庁舎各課のですね職員数を基に検討を重ねてきました。教育委員会が現在の位置に配置されました4月からはですね、学校教育係、学校施設整備係、人権教育係、生涯学習係の4つの係が同じフロアで事務を執っております。今の場所にはですね、このほかに県から派遣をされております研修指導員、それから黒潮町教育研究所研究員、そのほかに外国語の指導助手、いわゆるALTですね。それとスクールソーシャルワーカー、それから社会教育指導員2名を含めまして、合計で16名の職員がおります。

議員ご指摘のとおり、スペース的には全体的に狭い状況となっております。これまで大方事務所、それから佐賀事務所、別々にありました係がですね1つになったということで、職員間の連絡、それから意思疎通、あるいは書類の決済等ですね、まあそういった意味では事務の効率化にもつながっております。

議員ご指摘のようにですね、教育委員会には学校の先生方をはじめ、保護者や住民の方も非常に多くおいでになります。こういった方へ対応するための余裕の机などのスペースも、現在はない状況でございます。このため、こういった面で大変ご不便をお掛けはしておりますけれども、必要に応じまして1階の町民室等を利用してですね対応をしているといったような状況でございます。

それから、教育長の部屋がなぜ2階になったのかということでございますけれども、1階には町長室ですか、それから副町長がいました部屋等もありましたけれども、教育長の業務というのはですね、非常にまあいろいろ人事の面からそういった業務がございます。なるべく、あまり人の来ない場所がいいのではないかということでお1階も検討しましたけれども、2階の方がいいのではないかということになりました、現在の位置に配置

をしております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

引き続きまして、私の方から回答という形にしたいと思います。

先ほど、教育次長より教育委員会の現状を説明したとおりですが、確かにスペース的には狭い状況です。この状況に至るまでは、平成22年度の黒潮町行政組織機構改革検討委員会から、教育委員会は佐賀支所の施設の有効利用等、事務局の統一ができるため、職員間の意思疎通が密にした教育施策や行事の充実が期待できるということで答申を受けました。ほんでこのことを受けまして、平成22年4月1日スタートに向け、各課、事務所の配置を協議し、教育委員会を1階に置く案や、スペース面から1階と2階に分かれて設置する案等協議しましたが、結局、住民の方たちの利便性を考慮して、1階にまとめることになりました。

このことは、住民の方についてはご不便をお掛けするかもしれません、まだ4月スタートしたばかりですので、いましばらくの辛抱していただき、来客時には空き室がありますので、そちらの方で利用していただいて対応していきたいと考えております。

また、前の教育委員会については、以前、山下議員も一般質問で出ましたように、図書館を広げるということで空き室の有効利用を既に計画しておりますので、今、また元へ戻るというようなことになると、また図書館が駄目になっていくということですので、まあ空き室の有効利用ということで、当分ちょっと不便を掛けるかもしれません、そういう理解でよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

総合センターのことは、私は言ってないんですよね。総合センターに佐賀町の教育委員会があったときよりも狭いんじゃないかなっていうことを私は言つてるので、総合センターの方に戻しなさいっていうことを言つてるんじゃないんです。

今、課長もおっしゃつておりましたように、まあいろいろと協議をした結果、利便性を考えて今の状況になつたっていうことですが、利便性を考えるんでしょうね、町民は教育委員会、あの上に垂れ下がって教育委員会って書いてますよね。そこは分かるんですけど、どこに教育委員会があつて、入ったときから分からないつていうことがね言われてるんですよね。やっぱり、何も利便性考えるだったら2階にそんなに、2階は建設課かね、まちづくり課かね、あれがありますよね。そこらへんをもうちょっと整理をして、全部教育委員会が上に上がつてもいいんじゃないかな。まあ下でも構いませんけど、もうちょっと広く取れないかなっていうことを私は思います。

で、教育行政は、行政と独立をして中立でなければなりませんので、町民課や支援センターとかが一緒の階だから独立したっていうことでは、独立をしてないっていうふうには思いませんが、このままでは教育委員会が住民が見たら教育委員会課みたいな、そんなことになってるっていうふうにおっしゃつております。ですから何も、もうちょっと2階の、今までいた建設課かね、それを下に持つていって、教育委員会を2階に上げて広く使っていくっていう。そして、利便性とかそういう。ほんで、もうちょっと玄関に教育委員会は2階ですっていうふうにお知らせをしていたら住民も分かりますのでね。なかなかこのままでは、教育委員会は委員会の機能が果たし切れないんじゃないかなっていうふうに私は思つております。

で、教育行政は本当に重要なところですよね。これから黒潮町を左右するポストだと私は思っております。で、やっぱりそういう意味では、もっと町全体が教育行政をどうしていくんかっていうふうなことも考えていて、将来、教育委員会で、まあいたらやられてる人権教育だとか、いろんな、生涯教育とかそういうものがありますよね。長い目で見ていかなくてはならないようなところですよね。そういう意味からして、今日こうやったからすぐにこうなるっていうものでもないんですけど、広くて、住民も訪ねていって安心して相談ができるような場所ではなかつたらいけないじゃないかなというふうに思います。

確かに課長はそういうふうにおっしゃってましたが、教育委員会、次長とか委員長自身はあのままでいいというふうに思っているのかどうか、ちょっとお聞き致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

確かに、議員申されますようにですね、教育委員会というのは一定独立をした組織でございます。さまざま広い分野でですね業務を行っておりますし、また、訪ねてこられます住民の方もですね、いろんな多方面にわたって相談事とかもございます。そして相談内容もですね、当然、一般住民の方のいる所ではですねできないような内容のこととございます。

そういう意味ではですね、まあ現在のところは1つの教育委員会が課というような形にはなっておりませんけれども、先ほど申しましたように、今の佐賀庁舎、本庁舎全体のスペースを考えた形での配置ということになりましたので、まあ現在のところはですね、今が最善の方法であるという形で配置をされました。決して十分とは言えませんけれども、現状でやっていくしかないというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

佐賀の方に来られて、遠慮しちゅうがやないかなというふうに思いますが。

私、何もスペースがないわけじゃないっていうふうに私は思うんですよね。そういう意味からして、どうして動かせないのかなっていうふうに思うんですけど。

町長、教育委員会と、ほんと佐賀の庁舎を見ていたいだいたいと思いますけど、2階を見て、2階の建設課の仕事とか、そこを下に下ろして教育委員会を2階に持っていくとかいうふうなことは、町長はどう思います。それは無理だと思いますか。

ちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

できるかできないかの判断はなかなか即断しかねますけれど。

すいません。そういう観点で教育委員会のスペースをとらえてこれまでおりませんでしたので、もう一度確認させていただきましてから検討してまいります。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

ぜひ検討していただきたいと思います。本当に今も次長がおっしゃったように、いろんな角度で相談を、行く方が教育委員会にはたくさんおられます。今も教育長が2階の人の見えないような所に置いたっていうことも言えると思うんですよね。これからいろいろな相談事も、教育委員会には生涯学習もありますので、いろんな、学校教育もありますので、で、学校のいじめの問題なんかも今ずっとやられてますけど、そういう問題もありますので、教育委員会に訪ねてくるのはほんとに困った人が訪ねてくるんですよね。そういう意味ではぜひ検討していただきたい、そのように思いますが。

総務課長、どうでしょうか。

あ、総務課長じゃない。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

先ほども答弁致しましたが、1階と2階を分けて教育委員会を分散する案とか、また2階の建設課とか、2階には海洋森林課もあります。そういう面で大体設計が主な2階ですので、そういう設計に必要な重機械が入ってある関係で、教育委員会を2階に上げる案も考えました。考えた結果、まあ最終的に1階の窓口で、まあ住民の方が2階へ上がるよりは1階の方がいいだろうという利便性と、来客が来た場合には先ほども言いましたが、空き部屋というか、それが1階にも2階にもありますので、そのへんをフルに活用していただいて教育委員会の方の事務に、まあ新庁舎ができるまでという形で頑張っていただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

おかしいですよね。今まで、佐賀庁舎、もっと課があったんですね。で、もっと課があって、で、2階でも図面を広げたりしながらやってて、今、私2階を見ていたら、ほんとにまあそれはスペースが広くなかったらいかんというふうなこともありますけど、今まで何課があってやってたわけで、それが課が少なくなつて、何も教育委員会をそんなに2階と下とっていうふうに分けないで、こっぽり2階に上げていたらいいじゃないかというふうに。ほんなら教育委員会の所に、また2階の課が1つりますよね。そういうふうな形でやっていったらいいんじゃないかなと思います。

で、まあやっぱり、教育委員会の役割をねあんまり分かつてないんじゃないかなっていうふうに私は思って、もうちょっと真剣に、教育行政をどういうふうにしていくのかっていうことをもっと真剣に考えていただきたいと思います。

そういう意味では町長、もうちょっと検討していただきたいなと思いますので、ぜひ検討していただけるかどうかお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

住民課長からも申し上げましたように協議はされておるそうでございますけれども、経過を熟知しておりませんので、協議の詳細を熟知した上で再度協議をさしていただきます。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

あの教育委員会の委員さんとか、職員さんとか、そういう方たちのお話も聞きながら、教育委員さんも次長もやっぱり仕事がやりやすいように、住民が訪ねてきやすいような職場づくりっていうのが大事だと思いますので、ぜひもっと広い所に移してもらいたいという要望をしていただきたい。これは住民の方がおっしゃってしたことですので、ぜひそういうことでもやっていただきたいなっていうふうに思います。

これで教育委員会のことは終わります。

3点目を質問致します。

NHK の基地局に民放も受信できる要望をということで、これは昨日も宮地議員さんが一般質問をしていただいて、佐賀の今の置かれてる現状をお話ししていただきました。

私は佐賀地域における関係で、どうしても地上デジタル放送が来年、あと1年となってきましたので、町が情報基盤整備が進めてる関係で、いまだに佐賀地域は基地局が建っていないということで、住民の皆さんがあんまり心配をしてます。

昨日の一般質問の答弁では、情報基盤整備をやってるのでその所に入っていたいってっていうことでしたが、でもこれは、情報基盤整備に入るには50パーセントぐらいしか町は予定を組んでないわけですので、その中で佐賀地域はやっぱり今までと同じように見える、デジタル放送に移行しても見えるようにしてもらいたいという声がありましたので、NHKに問い合わせすると、今年の9月には基地局が造るという話でした。で、民放に問い合わせますと、昨日も宮地議員がおっしゃっておりましたように、情報基盤整備をしてる関係でそれで対応してもらいたいということですが、しかし住民の要望があれば、放送法があるので対応をしなければならないというお声をいただきました。

黒潮町では、大方地域はケーブルテレビに加入しなくてもデジタル放送は受信ができます。ですが佐賀地域では、このままではNHKの基地局が9月に建っても、昨日の答弁ではNHKだけしか受信ができないことになります。私たちは情報基盤整備が始まるときから、低所得者や高齢の方たちがこれ以上の負担はできないとの声を上げてきました。で、お年寄りたちはもうほんとにテレビが見られたらいいいだけなんですね。そういう意味で、国が進めたデジタル化によって1,050円も払わないかんようなことになってきてるわけなので、ぜひ佐賀地域でもケーブルテレビが始まっても、そこに入るか入らないかは選択できるような施設整備を町が要望していただきたいと思います。

その、ケーブルテレビに入るか入らないかは、見えるか見えないかをちゃんとして、大方地域では見えるし佐賀地域では見えないから、佐賀地域の人は1,050円を払って見なくてはならないような状況になってるわけなんですね。そうじゃなくて、大方地域も佐賀地域もおんなじような形で、それでケーブルテレビに入るか入れないかという選択ができるようにするのが町政の役割じゃないかなっていうふうに思いますが、この要望していただけるか。

昨日の宮地議員さんの質問では、情報基盤整備をやってるのでケーブルテレビに加入していただきたいっていうことでしたが、ぜひ、その点もう1回お聞き致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、山下議員の3点目のご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、通告書に基づきましてお答えしていきたいと思っております。

現在のテレビ、アナログ放送でございますけれども、もう皆さんご存じのとおりですね来年の7月24日を最

後に、25日からはデジタルになるということでございます。

山下議員の質問には佐賀地域ということでありましたけれども、現在の設備ではですね受信できなくなる地域が、やはり課題になっておりますけれども共聴アンテナで対応している所、異常な山の地形的な条件等がありまして完全ではございませんけれども、大方地域でもですねその地域は見えなくなるということがございます。

町ではこれらを解決したいということで、これ1点でなくてですね、その他のことも解決したいということで、何回も繰り返しておりますけれども、他の項目も含めてですね情報基盤整備事業を進めておるということはもう何回も言っておりますので分かっておると思います。

それで、ご質問の趣旨のですね、デジタル放送に変換された以降も佐賀県地域で民放が受信できるようですね民放に申し込むべきではないかということですけれども、今まで何回となく協議をしてまいりました。まあ昨日の宮地議員との答弁でも同じことにはなりますけれども、民法の方もですね、なかなか財政状況等を勘案してですね、厳しいということを聞いております。昨日、確かに6回くらいなやりとりをする中でですね、民放の方も最終判断としてそのような状況になったと。

それまでの経過と致しましてはNHKさんも厳しいというような状況でしたけれども、放送法の問題、あるいは住民の皆さんから利用料を徴収しておりますので、その問題等がってですね、NHKさんは設置できるということになりましたので、これ以上のですね要望はちょっと厳しいかなというふうに考えております。

それから、ご質問の中でですね50パーセントを予定しておるというふうにおっしゃいましたけれども、決して50パーセントのつもりはございません。基本的には100パーセントを目指しておるということを確認していただきたいと思います。あくまでもシミュレーションを作る上で、50パーセントだったらこのくらいになりますというシミュレーションを提示するだけのときのですね考え方ですので、できれば100パーセントの加入をお願いしたいというふうに思っておりますので、議員の皆さんもですね運営が厳しい厳しいと、赤字赤字というのではなくてですね、全員でこの事業が良かったねえというふうな方向に持つていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

100パーセント入って、この事業が良かったねというふうに持つていっていただきたいっていうことですが、この事業は、アンケートも取らずに一方的に行政が進めてる事業ですよね。私たち、こういう事業までしなくてもいい、テレビが見られたらいいっていうことで、署名も添えて中止もやった経過があります。で、住民はアナログ放送からデジタル化になるには、住民が要望してなった事業ではないわけなんですよね。で、高齢化が進んでいて、お年寄りが本当に後期高齢者の医療保険とか介護保険とか、その上また、まあ今、年金は下げられておりますのでこれ以上の負担は大変だということで、テレビが見られたらいいっていうことで要望もしてきたと思います。

ですから、それは確かに100パーセント入って、良かったねっていうことはいいかも分かりませんけど、その100パーセントの中には負担が伴います。1万2,500円、年間要るわけなんですよね、お年寄りが。で、本当に年金だけで暮らしてお年寄りにも聞いてみたら、4万円とか3万、4万で生活をして、その上どうしても生活ができないからっていうことで、80歳になってもニナの仕事をしたりとか、そういうことをしてお年寄りがたくさんいるわけなんですね。皆さんに100パーセント入っていただきたいっていうのは、それは

行政の願いかかもしれません、そういう状況にはないお年寄りがたくさんいるっていうことなんですね。

そういう意味からしてもやっぱり佐賀地域には、放送法がありますので、私は行政が民放も見られるようにして要望していくっていうことが、公平さからしてもそういうことはしていくべきじゃないかなというふうに思いますが。

もう一度お聞き致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

確かにまあ国策ですね、デジタル化ということですので、厳しい面はあろうかと思います。

が、しかしながらですね、自分たちは黒潮町の状況として、この事業は必要であるという考え方で進めておりますので、そういうことで進めておりますのですね、ぜひその点もご理解願いたいというふうに思います。

それから、高齢化が進展しておる中で、利用料の問題は確かに厳しいことが想定されます。そのようなときにですね、減免措置というのも準備していただいておりますので、状況によりましてはまたその方の活用もしていただきたいというふうに思っております。

まあ佐賀地域といわばですね、共聴の所については基本的に光ケーブルに入らなくては見えなくなるということになりますが、これは今の状況からしたらですね、なかなか厳しいということでございます。

再度の要望ということですけれども、これもですね何回か繰り返して、民放トップともですね町長とも協議しながら進めてきた中での最終判断ということで聞いておりますので、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

やっぱり町はケーブルテレビをやりたいので、なかなか民放にも強くは言えないんですよね。私は、もっと住民の立場を考えたら、もっと強く言うべきじゃないかなというふうに思います。

それと、減免がありますっていうことですが、町はどのような年収ですか、どのような年収の方に減免をしようと考えてるんですか。ほんとに厳しい中で、皆さん生活してるんですよね。そういう中で、そしたら大体年収120万円とか150万以下の方だったら減免をするとか、そういうことを考えてるのか、再度お聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

減免の関係ですが、これはですね、昨年12月に作成しました説明資料で見ておりますけれども、その10ページの方に書いておりまして、免除する世帯としてですね、基本的には生活保護世帯でございます。

それから、天災等特別な事情がある場合、これが免除です。

それから、半額に減額ということで、75歳以上の高齢者の世帯。

それから、住民税が非課税ですね、重度の障害者がいる世帯。

それから、住民税が非課税で、一人親世帯等を考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

お年寄りは、生活保護世帯以下の生活をしている方がねたくさんいるんですよね。そこらへんは把握ができるかどうか分からぬんですけど、まあ75歳とか、ほんで重度の障害者を持つてる方とかいうことですけど。それがなくっても、ほんとに3万、4万で生活をしてる方がお年寄りはたくさんおるんですよね。で、子どもにも世話にはなれないということで頑張っておるお年寄りがおります。

そういうことからしたら減免もなかなか、75歳以上だったら半額ですか。

（会場より何事か発言あり）

そういうことを考えても本当に、半額でも500円ですよね。そういうことで、今まで共聴だったらほんとに年にしたら、伊与喜校下なんかやつたら1ヵ月200円なんですよね。それでもまだ残ってるっていうことで言っているんですよね。そういうことからしたら、ほんとにこの減免制度自体も私は問題があるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、共聴の方もこれからいろいろ考えていかんといかんということで、橘川なんかも共聴アンテナを外すっていうことを、印鑑を持って共聴アンテナ組合の方が訪ねていってみたいたいなんですが、残してもらいたいねっていうふうな話もあります。で、自分らでアンテナをもしかして上げたらっていうふうな話もありまして、大変厳しい状況がね、共聴アンテナを持つてる地域は厳しい選択をしていかなくてはなりません。

しかし、佐賀地域では1つのアンテナを立てたらいいわけですね、私は、NHKが立てるっていうて言うてますのでね、私は佐賀地域の民放には要請をしていただきたいということと、減免も、減免をする方が決まってるっていうことでは大変厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

まあそういうことで、何回言ってもそういうもの返ってこないと思いますが、減免自体も私は厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

まあ一応終わります。

議長（小永正裕君）

答弁は。

（山下議員より「いいです」との発言あり）

いいですか。

これで山下伊都子さんの一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩致します。

休 憩 10時 00分

再 開 10時 15分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

14番（小松孝年君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問したいと思います。

私の質問は、質問事項3つあります。いよいよラストバッターですので、さっさと終われという後ろからの無言のプレッシャーがかかっておりますので。今まで、かなり質問の中で答えは出ておりましたので、簡単

に終わりたいと思います。

まず、質問事項の1問目です。まちづくりについてということで、住民との信頼関係の構築について考えを聞くということです。

地方行政は今まで行政主導型では成り立っていない、住民と行政が協力し合い、連携していかなければならないということは言うまでもないことだと思う。

そのために、まず取り組まなければならないのは、住民と行政間の信頼関係の構築が必要不可欠だと思うが、その方策についてはどう考えるかということです。

この内容は、私が議員になって一番最初の議会で質問した内容です。前町長のときから、住民と行政の信頼関係を修復するためにいろいろと質問をしてきました。そのために、まちづくりとか活性化といったような言葉で質問してきましたが。

私の質問は今までどおり理解してこられたか分かりませんでしたが、町を良くするために、まちづくりには黒潮町の状況を見て、まずは住民と行政間の信頼関係を築くことが先決で、これがまあまちづくりの土台づくり、そしてよく、いつも言っているのがまちづくりのシナリオの1ページ。これができないと、住民と協働してまちづくりはできないというふうに、私は何度も言ってきました。いろいろ答えはいただきましたが、結局まだ今のところ、その結果、実現できずしております。そういうことがあってですね、今の大西町長が誕生したのではないかと思っております。

そういうわけで、私にとっては何度も質問してきた内容ですが、新町長にとってはじめての質問になりますので、1問目の住民と行政間の信頼関係について、まずは町長のお考えをお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

小松議員の質問にお答えします。

議員にご指摘いただきました、これからは住民と行政の連携が、これも全く同じ考え方でございます。

その信頼関係の構築の方策についてでございますが、繰り返し申し上げましたとおり、とにかく地域へ入り、対話をすることから始めたいと思っております。これにつきましては、先般の執行機関会議で意思統一を図りました。ご承知のとおり、黒潮町も広いですので時間はかかるかと思いますが、地域の皆さまのご協力をいただきながら意見を伺い、知恵をお借りしながら、実効性の高い施策を打ち出すことで、皆さまのご理解、ご信頼をいただけるよう努力してまいります。

また、昨日、副町長と協議を致しまして、この地域へ入り対話をするその方策について、まずは住民の皆さまのご意見を伺う、そういう姿勢は当たり前ではございますが、先日ご指摘いただきましたように、こちらからの行政情報の伝達、報告、あるいはこれから取り組もうとしていることにつきましてお知恵を借りるような、そういう会にしてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

今、町長にお答えいただきました。ほんとにですね、そういった住民の中に入していくということはすごい大事なことだと思います。

今までですね、その信頼関係を築くために情報の発信とか、そういうことがよく言われておりました。情報の発信でもいろいろやり方がありまして、広報なんかで伝えるということも大事ですけれども、なかなか住

民にとっては分かりにくいということがあります。それと、見ないいうこともあります。そういうたとこがありますので、今言われた町長、ほんと住民の中に入つていいですね、そういうた話し合いの場を持つというのは、すごいいいことやないかと思います。

ほんとは情報発信いうのは、こちらから一方的にやるだけで、ほんと片側通行みたいなもんです。ほんで、その意見交換会みたいなやつはですね、やはりこちらからもそれに対して答えが十分できますので、すごい大事なことだと思いますのでぜひやってください。

またその中にですね、例えば住民参画というところで住民の陳情や請願を、まあ住民の提言として意見を述べる機会なんかも持つていただければいいんじゃないかと思います。

またその各機関ですね、まあ後にも出てきますけれども、農業関係者とかそれから林業、それから漁業、それから商工業、そういうた関係者。また、観光に準じる方々、そういう方々ともですね、まあ各分野ですね。そういう方なんかともそういう話し合いを持っていただければですね、また別の面で幅広い意見が聞けるんじゃないかと思います。まあ、そういうお答えをいただきました。

ほんで、そこでちょっと聞きたいと思うが、今のいつも言ってます信頼関係ということについてですけれども。信頼関係と簡単には言つておりますけれども、信頼とは何か。それに似た言葉で信用という言葉もありますけれども。

信頼と信用の違いということについて町長はどう考えているか、町長の考えをちょっと聞かせてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

信用と信頼についてのご指摘でございます。なかなかニュアンスの問題でございますので、あくまでも私見となりますが。

信用につきましては、信じていただけること。これにつきまして、信用をいただくためにまずは対話からということです。

次に、信頼でございますけれども、これも文字どおり信じて、その上になつかつ頼つていただけること。これにつきましては、繰り返し申し上げております、対話を持って信用関係を築き、その上に皆さまのご意見を反映した実効性の高い施策を打ち出し続けていくこと。これによって、信頼関係を構築してまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

まあ、別にクイズではないですけれども、そういう考え方を聞かせていただきました。

そうですね、信用というのはですね簡単に言うとですね、間違ったことをせずに、静かにいれば勝手に得られるということはありますけれども、信頼というのはですね、さっき町長言ったようにですね、読んで字のごとく、信じて、また頼られるもので、これにはですね、やっぱり熱い人間関係というのが成り立ってきます。

まあ、行政は信用があればこそ成り立つものですけれども、良いまちづくりをするためにはですね、やはり住民と協力しなければ今の時代ではできません。まあそのためには、今言った信頼がなくては協力が得られないでの、信頼をつくることが私の言うまちづくりの第一歩だということです。

それでですね、今までう何度も出てきましたけれども、住民を向いた行政をするためにということで、私

の思うところはですね、この町政の中で住民の本当の気持ちは、まあ失礼かもしれませんけれども、行政職員にはどうしても分からぬ部分があるのではないかと思います。それはまあ仕方ないことやと思いますけれども、いろいろなことができるかできんかいうことがですね、分かってる部分もあって、そういうふうに思います。

まあ分からぬのがやっぱり住民ですので、そこで信頼関係を築くためにですね、町長にちょっとお願ひが3点ほどあるわけですけれども。

1つ目はですね、あくまで行政的でなく、町民の声に聞く耳を持つこと。これは今説明してくれたように、いろんな話を聞きに行くことでできると思いますけれども。

2点目はですね、身近に感じる、親しみの持てる町長であってほしい。まあ、これはもう話しやすい町長。気軽に町民がですね、声を掛けてくれるような町長になってほしいということです。

3点目に、そのためにはですね、いろいろ大変なときこそですね、笑顔を忘れないようにということです。まあ、あまり硬い顔をしているとですね、なかなか取つ付きにくいどこがあつてしゃべりにくく、そういうふうにとらえられることもありますので。

まあこの3点についてですねどうかなということで、簡単に答弁お願ひします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

3点ご指摘いただきました1点目の、その住民の声を聞くことにつきましては、繰り返し申し上げてまいりましたとおりでございます。

それからもう1つ、身近に親しみの持てる町長像をということで、これも皆さまから同じご意見を多数いただきました。そのとおりであると思っております。

大変なのはこの3点目の、大変なときこそ笑顔を忘れないでございますが、自然な笑顔はできなくてもですね、一生懸命笑顔に努めてまいります。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

1点目はですね、町民の声を聞くということだけでなくですね、聞く耳を持つことということで、あまりこう自分が考えたことに意地を張り過ぎないというかね。まあどうしても議員も、町長、また執行部の皆さんも間違うときがあります。そのときは素直に、ああ、間違ったというふうに言うてもかまんじやないかと思います、信頼ができればね。ということです。

ほんでもまた、笑顔ですかね。まあ難しいかもしれませんけれども、そういうところが住民が取つ付きやすいというか、親しみを持てるところにかかるわってきます。笑顔というのはにこにこ、うれしそうにすることというふうな感じですけれども、いつもにこにこよったらあほかと言われますんで、そこらへんのことは区別をつけてやつたらいいんじゃないかと思いますが。

まあそういうことですですね、この1個目の質問はですね、町長にどうしても今から、私たちの期待する町長になってほしいということでやりました。まあ、この執行部の中でですね、住民側にいるのは町長だけです。住民から選ばれた町長だけですので、まあ行政ロボットにならないように、今までの気持ちを忘れないようすれば、そのうち信頼関係は自然に築けると思います。まあ人の意見をしっかり聞く耳持つてですね、さつき言うたように柔軟な態勢で、意地を張り過ぎないように頑張ってほしいと思います。

この1問目はこのへんにして、次の方に移りたいと思います。

次はですね、2番目は産業振興についてということで、質問の要旨を3つ構えております。

1問目は、これから特産品開発をどう進めていくかということ。

それから2問目はですね、雇用促進協議会は今年度で終了するが、今まで雇用促進協議会が築いてきたノウハウや人脈をここで途切れさせるのは宝の持ち腐れになるのではないかと思いますが、今後どう取り扱っていくか、今後の計画があればそれを聞きたいと思います。

3番目はですね、ちょっと分かりにくいかかもしれません、商工会と行政の関係を聞くということで、下に書いております。商工会の元気な町は、大抵の所がすごい活気がある街になっております。黒潮町はですね、商工業者の衰退の一途をたどっております。これは町内に限らないとは思いますけれども。こういう状況ではですね、商工会の活動自体ができない状態になっております。町内の雇用問題にも大きな原因が、これも1つの大きな原因になっております。住民福祉のためにも、商工業の活性化は必要不可欠だと思いますけれども、商工会と行政の関係はどうあるべきかを聞きたいと思います。まあ、何か方策はあるのかというふうに書いてありますけれども、あればお聞かせ願いたいと思います。

その1問目、ちょっと分かりにくいかかもしれませんけど、今までいろいろと答えていただいている部分がありますので、そのへんは省いてですね。ここではですね、特産品開発の所で、商品開発は商工会の方でもいろいろ取り組んでいる事業があります。特産品開発協議会ではそれをどういった形でつなげていくかということで、また今回ですね、建設しようとしているあの工場がありますけれども、そこにですね、既に今出来上がっているその特産品というか、そういうがの加工する場所の提供はできないかということを1問目では質問します。

あとはもうこのとおり、答えていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、小松議員の産業振興について3点の、カッコ1、カッコ2、カッコ3についてお答えさせていただきます。

まずカッコ1の、これから特産品開発をどう進めていくかのご質問ですが、現在、県産業振興計画の補助事業により事業推進しています。主に黒砂糖、ラッキョウをベースに商品化に取り組んでおります。

ほかの品目もというご質問でしたが、現在のところではもう事業内容から言うと、多種品目を製造、加工することは難しいところでございます。

しかし、同協議会の役割は、将来、地域における販売、商品開発の窓口となり、商品開発や特産品の発掘をし、特に黒潮町産品ブランドとして高付加価値化を図り、販路開拓などの拠点となるよう取り組んでいくことでつなげていきたい、また努力していきたいと考えています。

施設の利用についてですが、まあ、できれば一般住民の方へも利用に寄与することができるよう検討すべきではないかと考えています。

それと2点目、雇用促進協議会についてですが、現在、黒潮町雇用促進協議会が行っている厚生労働省の委託事業であります地域雇用創造推進の新パッケージ事業等実現事業については、22年度、本年度で事業が終了となります。ただ、その黒潮町雇用促進協議会は、事業が終了しても事務的な窓口業務は残るようになります。

そこで、同協議会の中に検討委員会を設けて、この2年度間で構築した継承すべき事項の精査、まあ事業仕分け的になりますがそれを行い、民間で継承できるもの、またすべきもの、公的に継承すべきもの、当面公的事業継承を行い、将来は民間で事業を行うもの、また廃止する事業などに分類し、官、民で継承していき、町

や漁協、農協や森林組合、また商工会など、産業振興や雇用創出をミッションとしている関係機関との連携を密にし、成果を生かしていくように検討したいと考えております。

3点目の、商工会と行政の関係を聞くということですが、商工会の元気な町は街に活氣があるという実例も多くあり、よく分かります。商工業者の衰退は雇用の問題も含めて、町にとっては大きな痛手になるということともよく認識しています。

方策としても今のところ具体的なものはありませんが、今後は商工会と行政の関係をもっと密にして話し合いの場を設けて、商工業者の発想やご意見を参考に商工会としてのご提案をいただき、連携し協力して進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

ちょっと要旨を3つ書くとなかなか大変ですけれども。

1個目ですね、産業振興についてはまあよく分かりました。今から特産品開発協議会がですね、特産物の販路の開拓の拠点となるようにということでしたかね。それと、商品開発の窓口という。まあ実際、それが主にやっていただければですねいいのですけれども、ほんと補助事業ももういつまで続くか分かりませんので、早くですねそういうふうに軌道に乗せて、いろんな分野で商品開発しているところをどんどん取り込んでですね、町内全体に発展していくようにしていただきたいと思います。

カッコ1はこれいいです。

それから、カッコ2のですね雇用促進協議会の今後ということで、事務的な業務は残るということが出ましたけど、それはちょっとどういうことか、今、もうちょっと詳しく聞きたいなということもあります。事務的な業務いうのはどういう部分か。

それから、大体今、産業推進室長が答えていただきましたけれども、産業推進室ができるときにですね、私が前町長にちょっと質問した部分がありましたが、そのときの、どうしてその室という名前を付けたかということで、そういうつくった理由というかですかね、そういうのを答えていただいたことが、これは、今まで連携を取った動きができない、いろんな商工業、それから農林水産業、そういうことがつくるきっかけの1つで。ほんで、その産業推進室で動きのあるセクションを設けるということで、専門的なこともやっていくという話でしたけれども。

今の現状、そういうことができるかどうかですね。ここで雇用促進協議会のことと絡めて言ってるのは、今、雇用促進協議会にある人材ですね。すごいこういろんなノウハウとか人脈を作ってきております。それをどう生かせるかということですよね。で、そのへんをもうちょっと聞きたいなと思います。

それから、3つ目の商工会と行政の関係。これはですね、話し合いの場所を持っていろいろとやってくれるというか、そういうお答えをいただきました。ほんと、それは待っていた答案で、ほんとうれしいことだと思います。

商工会というのはですね、ちょっとまあ皆さん、どういう関係で行政とつながっていったらええかというのがちょっと分かりにくいかもしれませんが、大体、町からの援助というか、そういうのはまあ農業とかね漁業とか、そういうのにはいろいろとまあ金銭的な援助なり、それから機械の購入とか、いろいろ町から厚く助成してるので、商工会の場合はですね、どうやつたらいいか分からぬというふうによく言われます。まあ商工会自体、商工会が町の活性化というのはですね、今、室長が答えていただいたようにいろいろと

町、行政と話をしてですね、そのまちづくりについての提案をしていて、で、そのまちづくりの提案がですね町の行政に反映していけばですね、必然的に町がこうにぎやかというか、元気になってくる。元気になると、まあいうたら人的交流もありますけれども、なってくると町内の商工業はまあ勝手に潤つてくると。そういうふうな、どういいますかね、直接的な援助じゃなくってですね、まあいうたら間接的な援助というのがやっぱり商工会は要るわけです。そのために、いろんなその町内のまちづくりのために話し合いをするということは、すごい大事なことやないかというふうに、まあ私は思っております。

そういったところで、この3つ目はですね、今、商品券のこれ、プレミア部分の補助は頂いておりますが、話し合いの場所を持つということをいただいたので、これもまあこれで結構です。

さつき言うた2問目のあたりをですね、ちょっともう1回お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは3点ほどご質問がありました。

まず事務的業務ですが、この雇用促進協議会の、先ほど言いました地域雇用創造推進事業と実現事業というのは国の事業であります、これからその内容の精査をして、5年間はその事務の整理をきちっと国の方に答えるなければなりません。また、会計検査も来ます。そのために、窓口となる所がその対応に応えていかなければなりません。そういう事務の業務が残っております。

それと室の現状というところですが、これは1日目のときにもちょっと山本議員からご質問がある前段でお話をさせていただきましたが、なかなか既存の事業の業務遂行のためにですね、新しいその課での仕事はちょっとなかなか思うように進んでないということで、それでもまあ2点ぐらい事業を進めさせていただきますというお話をさせていただきました。まあ、現状的には大変厳しいような状況です。

それと、3点目がちょっとよくあれですが、雇用促進協議会のメンバーのことだと思いますが。

今のところは、事業をやられてる担当の方は今年度いっぱいでもう終了ということですので、そこまではちょっとまだ検討はようしていません。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

分かりました。事務の整理とか、そういうことでしたね。

それと今の推進室で、なかなか厳しい現状だということも今言われました。

その後の、今の雇用促進協議会のメンバーをどうするかということについては、まあなかなかその推進室長には答えにくいところがあると思いますけれども。

まあ、これはちょっと町長もかまんかったらお答えしていただきたいんですけども、今までですね職員数を減らしてですね、スリム化ということで図ってきた経過がありますが、まあそれはいいのですけれども。それによってですね、サービス低下や、将来の黒潮町を良くするために行おうとする事業がですね中途半端になることが、現在の予算だけの利益を求めていてはですね、町長がいつも言うように将来的に見据えていくということですので、将来的にマイナス面を作つてですね、黒潮町の活性化の足を引っ張るんじゃないかと、私は思っております。

そこでですね、今、室長の方からいろいろ話がありましたけれども、ほんとこの産業推進室いうのは今から

の黒潮町の産業を担っていかないかんので。

それプラスですね、その後にも出てきますけれども観光業も担っております。なかなか観光面も、本専門的な分野で設けてほしかったわけですけれども、なかなか人的にも足らないというところで、さっき言った雇用促進協議会のメンバーなんかをですね、例えば砂浜美術館の方にちょっと委託料をちょっと増やしてもう1人専門的に置くとか、そういうことがもし考えていただければ、今できるかどうかというがはちょっと無理かもしれませんので、そのへんをちょっと頭に入れてちょっと考えていただけるかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

産業推進室の在り方についてでございますが、組織機構検討改革委員会の中でまあ答申を出されまして、新たにできた室でございます。現段階では試行段階、また、就任以来2ヶ月弱、推進室等の事業を見てまいりましたけれども、これまでほかの課で行われていた事業、旧産業振興課でありますとか、あるいは海洋の方、あるいは商工観光、そういうところの業務が集中しておると。

ただ、これは新設された部署でございますので、始まってみるまでなかなか分からなかったところもあるかと思います。ただ、室の事業ボリュームと人員を考えた場合、少し整理をする必要があろうかと思います。それにつきましては、今月中に2回協議をする予定となっております。その中でいろいろ、産業振興の進め方と、それから室の在り方について協議をする予定になっております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

分かりました。ぜひですねそういったことを考慮しながら、検討委員会じゃないですかね、何か会があるということですので、ぜひやっていただきたいと思います。

もっと質問したいわけですけれども、あまり言うとしづらいと言われますんで。

次に、3番目に移りたいと思います。この裏にあります。

観光、合宿の誘致についてということで、振興計画にある観光、合宿誘致の方向性をどう考えるというふうな質問しております。

内容はですね、アスリートや学生などの合宿や観光客が多く訪れるることは町内がにぎやかに活気が出てくると思う。黒潮町は、受け入れ態勢や勧誘、PRが弱いのではないか。合宿誘致においては距離、交通不便ということですね、のハンディを補うために何か策は考えているか。これから計画はあるかということで。

これも以前に質問した内容ではありますが、以前の答弁ではですね、受け入れ態勢やPR、勧誘などが弱いのではないかという質問ではですね、反省しています、今後、積極的に行う必要があると考えているという答弁がありました。

それから、合宿誘致においては、距離、交通不便のハンディを補うために何か策は考えてるかという質問には、金銭面、まあ交通費や宿泊費の補助は、支援はなかなか難しいかも知れないが、できるだけの支援をしたいと考えていますという答弁がありました。それについてですね、ちょっと課もいろいろ変わったわけですが、それでも検討はなされたのかなあというふうなことがありましたので、お聞きしたいと思います。

ほんで、まあそれとですね、受け入れ態勢やですね勧誘、PRを積極的に行う必要があるというのでしたら、

どういうことをしようと思っているのか。

それから、合宿誘致においてのできるだけの支援とは、どういった支援ができるかということをお聞きします。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、観光、合宿誘致についてにお答え致します。

黒潮町は受け入れ態勢や勧誘、PRが弱いのではないかということですが、議員のおっしゃるとおりで、それらのこと取り組む態勢づくりからまず整えなくてはいけないのではないかと考えます。

この事業も、先ほどのご質問の中にありました雇用促進協議会の中でも取り組んでおりまして、雇用促進協議会の先ほどの精査することになっておりますので、その中の答弁の中で、同協議会が取り組んできた事業について精査をしていくお話をさせていただきましたが、この取り組みについても検討の対象になっております。そこでのご意見をいただいた上で、今後の体制づくりや取り組みについて検討していきたいと考えております。

支援についても、そこの中で一つ一つ考えていったらというふうに考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

今後、考えていくということで。何回も今まで質問して、いつもそういう答えながですけれども。ぜひですね、そういうとこは検討していただきたいと思います。

で、PRの方法というか、それからその考え方ですよね。そういう観光、合宿誘致ということでいろいろと、まあ今までよく言われるのが修学旅行とか、そういう観光にかんしてのまあいうたらことがやっていこうとしたわけですけれども。

実際その合宿なんかはですね、まあ1チーム、まあいろいろ個人競技もありますけれども、団体競技なんかでしたら1チーム来れば結構、多いとこやったら30人とか40人、もっと多いとこになると100人ぐらいの規模で来る可能性があります。それがですね、まあ1週間なり10日なりおるとですね、延べ人数いうか、そういう交流人口いうかですね、そういうのはかなり増えてくると思います。

それとですね、いろんな視点を変えてですね、観光面では、例えばここの陸上競技場で大会があるとか、それからパークゴルフなんかの大会をやるとか、そういうこともですねやっぱり交流人口につながるんじゃないかなと思います。ほんで、そういう交流人口を全部ですね見てですね、観光業務に当たってほしいと思います。

それをどうしていくかということですけど、できればですねそういう大会を開くとか、そういうことも大事やと思います。まあ、それをやったらどうしてこの町が潤うかということもありますけれども、これはほんと、やっぱりこの町がそういう有名な人とか、有名なチームとか来ることによって、町の住民がですねこの町を誇りに思えるとか、そういうふうに思えることもありますし、それから、その人が来ることによって町内の商業が必ず潤つてくると、そういうことはあります。

でその、何ですかね、交通不便のハンディを補うための策はないかということで、今年からですねコンベンションセンターの支援事業の中にアマチュアスポーツ合宿支援事業というのがあります、まあこれはですね、宿泊などにまあいうたら補助金が出るとか、そういうのがあります。これはオフシーズンですね、オフシーズンに行なうようになっておりますが。

こういう支援制度があるのですけれども、そういうのが取り扱いはちょっと考えてないか、ちょっと室長、分かつたらお願ひします。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

合宿誘致においての距離のハンディを補うための策は考えているか、また支援についてどういった支援ができるか、また補助金を利用についてですが。

先ほども言いましたように、まず組織をつくるということを優先してやっていきたいと。まず商工会とか宿泊施設関係者、今度、旅行業者の資格を取得予定しております砂浜美術館、また県、町などで組織化をしてですね、その中で知恵を出し合い、当然その補助事業も利用することなども視野に入れてですね、課題を一つ一つ克服していくながら取り組んでいってはどうかと考えます。

その補助金だけの対応だけではなかなか長続きもしないし、費用対効果も含めて検討していかなくてはいけないと思います。やっぱりそのためにはきちっとした取り組み体制を構築して、息の長い取り組みにしていかなくてはいけないのではないかと考えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

はい、分かりました。

費用対効果を見ながらということがありましたけれども、観光とか、こういう合宿誘致についてはですね、目に見えない部分の費用対効果もありますので、そこらへんもよく考えてください。まあ、ちょこちょこ自分も推進室の方へ伺ってですね、そういう話も今後やっていきたいと思います。

それからPRというのはですね、外向けのPRもありますけれども、町内向けのPRもぜひ行ってほしいと思います。

それはですね、そこらへんにどこやろの合宿來たとか、どこらにキャンプ來てますとかいう看板なんか立てるのもそうですけれども、まあ例えればですね、野球場も今だいぶ、ぼちぼちと整備をしていただいておりますので、だんだんといろんなキャンプとか、いろんな試合、結構有名なとこの試合が来てくれるんじゃないかなと期待をしておりますが。そうなったときにですね、せっかくキャンプなんかへ来ても誰も見に来てくれないとか、そういうことがいつもあります。で、実際にはその町民もいろいろそういう、ちょっとこう名のあるどこなんか來るとですね見に行きたいとかいうのもありますけれども、町内へのそういうふうな、今回こういう有名なところが來るとかいう発信がないで分からないのですね、せっかくそういうのもやっぱり町民にとっては楽しみがあるので、そういう発信の仕方もですね、ちょっと考えてですねやってほしいと思います。

まあ例えれば高校野球なんかでしたらね、甲子園へ行ったチームが今年なんかもここで試合をしよったときもありますけど、誰も知らんので後で知って、あ、見に行くがやったとか、そんなこともありますので。ひとつの、まあいうたら映画じゃないんですけど、そういう見に行くとこがこの町には何もないですね。そういう点でも町民にとっても利があるんじゃないかなと思いますので、ぜひね、そういうPRをしてほしいと思いますけど。

町内向けのPRについては何か、何かというか考えてなかったと思いますけど、これから考えてくれるかどうか

かちょっと最後お尋ねをします。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

今、議員の方から言われるまでちょっとそういうことも自分は、課にもなったばかりで分からなかったんですが。

そういうことも含めてですね、当然、組織があつたらどういうふうにPRしていくかということも含めて、その中でPRして当然いくべきものはいくということで、組織の中でPRしていった方がより強力にPRもできていくんじゃないかなと思いますので、先ほど言いましたような取り組みでぜひ検討してみたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

ぜひお願いします。

これで終わります。

議長（小永正裕君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第2、議案第9号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第14号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号、黒潮町集落排水事業運営審議会の条例の一部を改正する条例についてから、議案第20号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてまでを一括議題とします。

念のために申し上げます。議案第15号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、この一括議題には含まれておりません。委員長報告の際に注意してください。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

総務常任委員会の審査報告をさせていただきます。

去る6月10日、午前9時から12時30分まで、第2会議室におきまして町長、副町長、総務課長、税務課長、係の同席を求め、付託された議案につきまして全委員で審査を致しました。今回、総務常任委員会は2名少なくなったので5人となっております。

それでは審査結果につきましては、お手元にお配りしております委員会審査報告書のとおりでございますので、ご確認をお願い致します。

ご報告につきましては、特に執行部からご説明があったものや委員から意見を出されたものにつきましてご報告をさせていただきます。

まず議案第9号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、委員の中からですね大方地区においては、野焼きをすることで消防車の出動回数が非常に多いというご指摘がございました。これにつきましては、町がまあ許可を出したものについては、現在は1件もないと。しかしながら、地域の方々が田んぼの畦を焼いたりすることで出動回数が多くなっているというご指摘があり、

実際それがあるということでございましたので、地域の皆さんにもくれぐれも注意を呼び掛けてもらいたいという委員の意見がございました。

その次の議案第 10 号、11 号につきましては職員の子育て支援でございますので、このことにつきましては執行部からもご説明がありましたので、省かせていただきます。

議案第 12 号につきましては、黒潮町の団体職員の行為の規制についてでございますが、これも人事院勧告に伴うものですので、ご説明があつたとおりでございます。

議案第 13 号は、黒潮町の特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてです。これにつきましては、質疑の方でもご答弁がございましたけれども、なぜ 2 年間なのかということが当委員会の中でも話が出ました。これにつきましてはちょっと重複致しますが、町長の町民との痛み分けを、という思いを今回の条例として挙げたというご説明がございました。期間も 2 年間について減額をする説明でございましたが、まあ執行部からの答弁で本来、特別職の給与というものは給与審議会に掛けて検討され、その給与は職務に見合った金額を決めるものであるというご説明をいただいております。今回の、2 年間の減額ということにはなっておりませんけれども、これは現町長だけの問題ではなく、後任の方々、その職務の適切な金額であるか等々を勘案しながら決めていかれるべきものではないかというご説明をいただいております。

委員の方からはですね、まあこの議案が出たことに、住民の中ではもっと 2 割カットすべきだったのではないか、というふうな厳しい意見が出ているというご意見もございましたし、また、このご時世の中で町の職員の給与については県下でも上位にあるということで、このことに対する住民の感情もある、というようなご意見もいただきました。

続きまして、あとは議案第 17 号の一般会計補正予算について移らしていただきます。

ごめんなさい、前後します。議案 14 号につきましては、ご説明いただきましたとおりコールセンター等についての議案でございましたので、現在、黒潮町内には対象業者はないということでございました。

戻りまして、議案第 17 号の一般会計補正予算についてご報告させていただきます。この予算につきましては、歳入全部と 2 款でございます。特に説明をいただきました分と、意見のあった部分のみについてご報告させていただきます。

一般会計全般について、まずご説明をいただきました。22 年の予算についてでございますけれども、今回の補正で予算が 94 億 3,476 万 2,000 円となります。そして、先に皆さんのお手元の方にも配られているものだと思いますが、22 年度への繰越明許費への合計というものが一覧表で出ていると思います。これを合算致しますと、22 年度の予算ベースでは一般会計が 104 億という形に挙がってまいります。初めて 100 億を超える予算となるというご報告をいただいております。

それから歳入についてでございますけれども、これはいつも皆さま方から質問をいただくものでございますけれども、町債でございますが、こちらの方は予算書の方を見ていただきますと 15 ページに内訳が載っておりますのでご確認をください。そちらの町債の合計がですね 20 億 6,580 万円となっておりまして、8 ページにあります借入金、公債費ですね。今回は補正はないのですけれども、当初で 13 億 30 万が組まれておりました。このうちですね 11 億 2,381 万 6,000 円がですね元金の償還部分になります、これを計算しますと 22 年度の決算ではですね 9 億 4,000 万円ほどの増が見込まれるのではないかというご説明をいただきました。

それとあと、地方債の繰越明許費の所で 3 億 4,990 万円を超えておりますので、最終的に予算ベースでは 12 億 9,000 万円ほどの起債残高になるというご報告をいただきました。

それでですね、また今回増えました今年度の借入金増額分、約 10 億についてのご説明をいただいたんですけれども、今年度増えた起債約 10 億は、10 年間で年間 1 億ずつの償還をしていくたい、返していくという予定

だということですが、これは年に実質公債比率が0.25パーセント増えていくというような見込みになるということです。これがまあ続していくと、平成27年、28年にはご説明も何度もあったと思いますが、実質公債比率が18パーセントを超えていく状況が2、3年続いてくるという厳しい状況のご説明をいただきました。まあこれを受けて、議員の方からもほんとにたくさんの事業がほんとに山積みになってきている現実を目の当たり見て、もうため息が漏れるというような状況でございました。

続きまして歳入につきましてですが、ご具体的に報告をさせていただきます。

13ページでございますが、13ページにつきましては、これはもう詳しく執行部の方からご説明をいただきました。14款の国庫支出金等につきましては、これは説明がありましたら、これは合併補助金の総額が2億1,000万円来る予定のものが、2,200万の残りになるということになります。今回、ここで1,500万円減額をしていくということで、使わなくてよくなりましたということでしたので、国庫補助金を1,500万円を取り崩さずに積み立てるという形になっております。この原因についてはもうご説明がありましたけれども、今回の民主党政権の中でですねこれを取り崩さなくとも大丈夫だったということで、こういう結果になっております。

そして続きまして14ページでございますが、18款の繰入金でございます。ここにあります18款繰入金の11目建設推進基金繰入金についてご説明をさせていただきますが、これにつきましてもご説明がございましたが、これはですね当初合併したときに借り入れました10億の利子の積み立てということでご説明をいたしました。これにつきましては、当初はですねこの10億を積み立てて、その利子を運用していくこうということでございましたけれども、やっぱり利子がどれだけ入っているのかということをきちっと明記していく必要があるということで、建設基金繰入金として計上をしていくということで、今回挙がった分でございます。

それからあと21款の町債、15ページでございますが、これは先ほどもご説明させていただきましたように、補正が入りまして約20億が挙がってまいっております。これにつきましてはですね、1目の総務費、情報基盤整備事業つきましては、執行部からも詳しいご説明がありました。単独の事業費と、それから合併の特例債、それから過疎債を充当していくというご説明をいたしております。

それから2目についての農林水産業費につきましてはですね、これは一般公共債を充てるということでございます。

それから5目の教育費につきましては、三浦小学校の建設費でございますけれども、これは過疎債での対応というご説明でございました。

以上で歳入を終わります。

続きまして歳出でございますが、歳出は、総務に付託されましたのは2款のみでございます。

この2款につきましてはですね16ページでございます。16ページの2款総務費です。これの財産管理費の所、5目の財産管理費でございますけれども、こちらの方に先ほどご説明させていただきました建設推進費の900万の積立金がこちらの方で出になっております。

それと、一番議論になりました項目なんすけれども、その下の11目、庁舎の建設費についてなんですが。この庁舎の建設費につきましては、いろいろと委員の中でも意見が出てまいりました。この庁舎の建設費が100万を計上しておりますけれども、これは実質、行政の方がこの事業を進めていくことになりますと、圧力的なものになるのではないかというご意見が出ておりました。

この事業自体はですね、庁舎の建設測量委託をするものですけれども、委託先はもう皆さんご存じのとおり新しい新庁舎の候補地でございますので、この部分には国土調査が入っていますので、実質的測量をする必要はないということではございましたが、用地の面積等を算出して、これから用地交渉に臨むための資料を作るという事業でございます。

この事業について、先ほど申し上げましたAルートには反対という意見もございましたし、それから庁舎移転場所には反対地権者もいるということで、土地はなかなか譲ってくれないのでないかということと、やっぱり交渉には十分な配慮をしなくてはいけないし、交渉には直接来てくれるなというような意見もある、ということのご意見もいただきました。

そして、この事業を推進するに当たってはまだ確定している事業でないのに、この事業費を投入していくことはいかがなものか、というご意見もいただきました。

また反対のご意見では、議会が認めて進んでいる事業であり、予算書にですね調査費をつけてやっていくということは当然のことではないかという反対のご意見もいただきました。

また執行部の方からはですね、このことにつきましてはまあ国土調査も済んでいたので、用地の測量に当たっていくということで前向きに進んでいきたい。また、56号の改良計画の中で並行して進んでいく庁舎の移転の作業でございますので、肅々と事業は進めていきたいということではありました。委員の意見に対しては、慎重に対応していくというご答弁をいただきしております。

それともう1点。この事業につきましてはですね100万という事業費を計上されておりすけれども、委員の中から、この100万というのはあまりにもちょっと大き過ぎるのではないかという意見が出ました。実質測量するわけではないので、これだけの事業費は今回計上するほどのものではないのではないかということでございましたが、ちょっと見積もりが十分取れていないというご答弁でございましたので、事業が進んだ後に精算をきちっとすることとの意見を付け加えさせていただいております。

以上が、一般会計につきましての審査報告ならびに委員の意見でございます。

続きまして議案第20号、ページは議案書の24ページについて説明をさせていただきます。

こちらの方は、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてということでございました。委員の方からは、この事業については特に問題ということはございませんでしたが、ただ今までの議会の運営の中でですね、橘川の地域がですね今回こういう事業には入っていないということで、一緒に入れてこの辺地でですね町道の整備を進めていくとかいうことはできなかったのかというご意見が出ました。執行部の方からはですね、集落単位でこの事業、辺地計画を立てているので、その計画を立てているときに橘川と一緒に入れてということでこの事業は進んではいなかつたというご説明でしたが、実際、橘川が集落単位で事業をするということになるとなかなか1集落では事業はできない。そういう場合、これからはいろいろな集落を合わせた形で、こういう辺地計画等々が組まれていけばいいのではないかという委員の意見も出ておりましたし、また委員の方からも、執行部に対してこのことについては意見を申し述べていたということをご説明いただきました。

ただですね、これからは黒潮町全域が過疎地域に認定されたということで、今は辺地と過疎とを使い分けながら地域の整備を行っておりますけれども、これからはそれができぬくなる。来年度からは、全体的な過疎地域での対応が求められるようになるのではないかというふうな、危惧する部分のご説明がありました。

以上で、総務常任委員会に付託されておりました8議案のご報告を終わらせていただきます。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

委員長の説明をお聞きして、実はいついうか分かったのですが、その火入れの件で、結局これは消防団の出

動が多いからということで、乾燥注意報をのけたがですかね。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

すいません、逆でございまして。

乾燥注意報が出ているというのは、ご説明にもあったと思うんですが、その時期になると乾燥注意報が非常に出る時期であると。そのときにですね焼く方がよく焼けますし、それを対象にしているのに、そのときには許可を出さないということになっているのに、許可を出すというのはおかしいのではないかというところですね。

それと、その乾燥注意報を幡多の消防管内の中ではですね、四十万市ものけているということですので、それに合わせた形に本町の条例も改正したいということでございました。

で、注意報が出ているということは、出やすい時期にやっぱりそういう野焼きを行うということで、非常に心配するという意見がありまして、出動回数が多いのに、それをなくしてしまっていいのですかという意見が委員の中から出たということでございましたが、まあ許可を取った方々はですね、そういう現状はまだ1件もご報告がないということでした。無許可で焼いていらっしゃる方の場合に、消防がですね出動する回数が多いということでございました。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

そしたら、元は、その今言う乾燥注意報が出るということは、火災の発生率が高いもんで元の条例があったと思うのですが、それを野焼きをする方は、乾燥しておるときにはよく燃えるからということで、その乾燥の部分をまあ外してもらいたいという要望で外したことですかね。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

要望というよりはですね、条例の中にその文言が入っているということで、許可をする条文と現実とがですね合っていないというご説明でした。

そういう現状があるのに、その許可を出すということは現状とはマッチしないということが問題で、条例の改正をするというご説明だったと思います。

（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

今の最後のところで言われた24ページのね、馬荷、大屋敷ですか、ここが辺地度でいうたら131点いうて書いていらっしゃがやけんど、今の説明の中でその担当課長がね、まあ辺地の補助金はなかなかこれから取れんがじゃないかと。今後はまあ過疎法でいくと、がじやないろかという、そういう説明があったがですが。辺地はもう適用ならんいうことが、大体もう何ですか、県、国の方での確認は取れてのことですか。

それとやね、井の中から出た言われておりますが、そのとおりね、もう地域いう、その河川流域よね。その

河川流域をひとつの地域と見なした補助事業に変わっていきようがよ。そのことを考えたらね、やはりね、この枝はもうのけるとかね、そうやなしにね、やはりこの流域全域のがにやはり変えていく、そういう論議はなかったがですかね。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

過疎地域の認定についてなんですかね、今回、馬荷はですね集落単位でありますとおり、情報基盤と、それから町道の整備について辺地計画を立てて提出をしていましたということでございましたが。まあ、これから今、黒潮町は全体を過疎という認定になってきてますので、実際、辺地の方が充当率はいいですので、実際、地域としては、辺地でできる所は辺地でやっていきたい。

それから今、現状としては、辺地の認定のある所は辺地を使い、そのない所については過疎を使って、地域の整備を進めていこうという形で進んでいますけれども、何か国の政策の中ではですね、ちょっといつごろからということははっきりはお聞きしていないんですけども、だんだん来年度ぐらいから辺地と過疎とを使い分けるのじゃなくて、全地域が過疎認定をされている地域については全域を過疎で整備を進めていくような形を求められるのではないか、というご説明をいただきました。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

ほんなら何かね、確かめたがやなしに、大体、想定の話ですか。

課長の答弁はそういう説明でしたか。想定ですか。どの事業は大体ないなるじやろうと、まあこれで行こうかというような、この事業だけになるがじやないかと。

そういうね、想定の話はね、地域の活性化に対しての過疎を止める対策としてはね、やり方としてはそぐわん。やっぱり総合的にね推し進めいかんとね、あらゆるその補助企業を導入するという、そういうあれはなかったがですかね、前向きな。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

ただ今ご質問にありました過疎の件についてですけれども、まだ、何年から確実にそういう形になるという確定したご説明は受けてはおりません。そういう今のような状況が、いつまで通るか分からぬという状況にあるというふうに私はお伺いをしておりました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下美佐雄君。

16番（竹下美佐雄君）

16ページの情報基盤整備事業、13目ですか。これで1,500万の、先の予算で1,500万組んで、これを減額。先の、これまでの既決予算から減額にして、これを地方債1億7,210万、まあ計上されておるわけですが、補正額の財源内訳として。これについて結局、県からの補助金がまあ削減をされたということに対する理由は、一体どんな理由になるのか。

それからまあ、主、大きな問題として、負担金補助及び交付金で電柱の改修負担金、これが7,000万。まあ

これらあたりの地方債での財源だと思いますが、これについて、結局今、一体どの程度この町内において加入者が、このケーブルテレビへの加入者があるのかどうか。この点も、ちょっとお聞きをしたいと思うのですが。

委員会でそういう検討をされておるかどうか、審査されておるかどうか、お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

竹下議員のご質問にお答え致します。

16ページのですね13の情報基盤の整備事業のマイナスの、国庫、国、県の支出金、マイナス1,500万の件ですけれども、今ご質問いただきました内容と若干違うかと思います。

これは先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、合併の県の補助金というのが総額で2億若干ございます。その中でですね、黒潮町がまあもらってきてますので、残った分が2,200万くらいあるんですね。それは、この1,500万をですね取り崩さなければ2,200万の残があるということで、先ほどご説明したと思います。

で、今回はその2億の県補助金の中のですね、残っている部分の2,200万をですねそのまま残すようにしておりますので、この1,500万をここで減額させていただいているということです。

それからですね、15節の工事請負費のこの工事費については、これは告知端末をですね整備するための電柱の整備というふうに聞いておりますので、直接ですね加入者とは関係ない事業になろうかと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあちょっと分かったような分からんような内容で、これでちょっと理解に苦しんでおるがですが。

結局、1,500万というのは、黒潮町のこの一般会計の中で、これまでの査定の中で、これだけ入るぜよということで、組んだ措置ですね、1,500万という。

ところが、その県の方で何か2億なんぼの補助金があって、どうこうということで、その、ここに組まれた1,500万というのはそれに基づいて、これを減額しないとどうこういう内容らしいですが。ちょっとこう内容が具体的にちょっとつかめんわけですが。

私、この補正予算で、常にもうこの分は収入を見込んで組まれた数字。だから、県からこの分は下りてくるんだということで、この数字を計上されておる。だから後でこれが入ってこなかつたということになると、結局ここ、まあ仮にこれ起債の方で融通をつけて1億7,200万組んでおりますけれども、この分がなかつたら、結局この事業というのはもうやまりになってしまふ。だから、何でこんな間違いを起こしたのか。県から入ってこないんだつたら入ってこない。どうしてもこれは入らないという内容が、その見込み違いということになるのかどうか。

これらあたりもう一遍お聞きを致したいと思います。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

今の竹下さんのご質問についてなんですか、合併のときのですね、県からの補助金総額が2億1,000

万円地域には入ってまいります。これは確約された県と市町村の約束ですので、これは入ってきます。その中で、だんだんだんだん自治体の方で使っていっておりますので、あと残りの総額がですね、2,200万円がその2億1,000万円来る予定の中から使いましたので2,200万円が残っているということです。これは、今1,500を使わなくっても、将来的には黒潮町に入ってくるので大丈夫だと思います。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

ちょっと議事進行のために言うんですけど、この委員長報告に対する質疑というのは、委員会で審議がされたかされなかったかとかね、どういう意見があったかという。それからまた、結果に対しての意見の質疑をするわけで。

今の質疑を聞いてると、執行部と議会がやってるようなことを、おんなしことを繰り返してるようなもんですから、それ議長の裁量ですね、本来の委員長報告の、本来の形に戻すべきやと思いませんでご検討をお願いしたい。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 11時 34分

再開 11時 35分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

ご説明の内容は今のとおりなんですかでも、この14款については、先ほど私が述べたようなですね説明を執行部から受けております。ですから、間違いなく後年度にこれについては算出されるということでございます。そういうご報告を受けております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

産業建設常任委員会に付託されました、議案第16号、黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例について、議案第17号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についての歳出のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、議案第19号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての全3議案を、去る6月11日午前9時から正午までの間、本庁3階の第3会議室におきまして、明神議員、田辺議員の2名が欠席する中、町長ならびに副町長、さらに関係課長および関係担当職員の出席を求め委員会審査を行いました。

それでは、その議案審査の結果につきましてご報告致します。

なお、審議内容につきましては、いつものことですが本会議で質疑等が行われなかつた部分や、委員会で議

論の中心となった部分のみを中心にご説明致します。

まず、議案第16号、黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例については、機構改革に伴う課名の変更により審議会条例を改正するものです。本議案につきましては、質疑、意見等何もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算については、予算書を基にご説明致します。また、節で示される細かい予算に対する説明は極力省略させていただきますので、何か質問がございましたら後ほどお尋ねください。

まず、17から18ページをご覧ください。5款労働費です。

18ページ、1目の地域雇用促進事業で旅費と役務費を合わせて7万1,000円が組まれています。黒潮町では庁舎内で無料職業紹介を行っておりますが、その責任者として登録していた担当者が変更になりました。このため、新たな担当者が職業紹介責任者講習を受講する必要が発生したために、本予算で大阪へ行く費用と受講費用が組まれております。

次に、飛びまして6款の農林水産業費ですが、ここではまず18ページ、3目の農業振興費で、19節負担金補助及び交付金でさまざまな補助交付金が組まれております。この中で、委員より特に指摘のあったことは、補助金に対する成果の検証をきちんと行っているのかということでありました。

もちろん補助に対する実績等の報告、ならびに、それに準じる書類等はいただいているとのことでありましたが、委員会としてはそれについてもきちんとした検証を行い、本当に意味のある補助金になるよう十分に確認を行ってほしい旨を申し添えました。

次に19ページ、3項2目水産業振興費、8節の報償費66万円から、その下の端の方にあります12節役務費の3万円まで。また、その下13節委託料の中の下の方にありますテープ起こしの関係で14万1,000円の、合計337万円がカツオシンポジウム費用として組まれています。ここでは特に、このシンポジウムの意味や目的が審議されました。

特に、わが黒潮町ではカツオの一本釣りという大変古くからの伝統漁法により、近年では環境にも非常に優しい漁法として世界からも注目を集めております。しかし、同じ県内でも、巻き網漁で生計を立てている漁師さんもおられます。そういう国内状況の中で、特にカツオという貴重な資源について、文化的な観点や、また資源確保という観点、さらに、それらを取り巻くさまざまな環境を含めてのシンポジウムを開くということあります。そして、これらによりましてカツオ学会の立ち上げや、国に対する要望活動などへの足掛かりにしていきたいとのことありました。

次に、20ページから21ページにかけての7款の商工費ですが、4目の産業推進費の中の13節委託料で210万円が組まれています。これは、黒潮印のブランド化を実施するために専門家へ委託し、企画書を作成していく費用となっています。これにつきましては委員からも、より具体的な説明を求める声があり、さまざまな質疑がなされました。

今まで、さしつけた計画に基づき、町内の資源の掘り起こしや認証基準等の検証も行ってきましたが、実際は認証基準が高過ぎて、それに合致する商品が生み出せない。また、認証するための仕組みづくりなど、十分にまとめ切れなかった現状があるようです。そのために今回は、その状況を踏まえ、もう一度専門家の力を借りながら諸問題をクリアし、今後黒潮町で、黒潮ブランドとはこういったものであるという明確な指針を示し、それを産業振興の突破口のひとつにできるようなものを作りたいとのことがありました。

我々委員と致しましても、黒潮印という名前はよく聞くのですが、その実態がいまひとつ明確になっていない現状もありましたので、この機会に、より具体的なイメージとして示していただくように要望をしておりま

す。

以上、本補正予算についての特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、最後の議案第19号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算については、昨年まで大方4名、佐賀1名の職員体制であったものを、アウトソーシングを念頭に置いた4月の機構改革によりまして、1名減の4名体制にするものであります。これによりまして、今後は水質検査等の毎日の検査や、施設の保守点検、清掃等の業務を現在黒潮町内にある指定業者、計14社で構成された水道組合に対しまして委託をするものであります。

本議案につきましては特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全3議案のうち、3議案すべてが全会一致により可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

すいません。午後になるかなと思って皆さんに配ってませんでしたけど、これを1枚づつ配りながら報告の方に入ります。

教育常任委員会の報告を致します。

教育常任委員会に付託されました議案について審査の結果を報告を致します。

付託されました議案は3議案ですが、15号議案については、先ほど議長の方からありましたように常任委員会の方で修正を出しましたので、17号議案の一部と、それから18号議案について報告致します。

去る6月10日午前9時より11時50分まで、常任委員全員出席の上、議員控室において担当課長、教育次長の出席を求め、慎重に審査を致しました。審査の中で議論されましたものとか、委員より質問があつてより深められたものとか、そういうようなものについて報告致しますが、本会議とダブルの場合もあると思いますので、その点はご了承いただきたいと思います。

最初に17号議案の教育厚生委員会は、民生費、衛生費、それから教育費ですが、17号議案補正ですが、補正の方をお願いします。補正予算のですね、17ページを開けてください。

民生費のですね17ページ、1目老人福祉総務費の19節負担金補助金及び交付金の所ですが、これは高知県の緊急ショートステイを確保するというものなんんですけども、これはですね、緊急にショートステイをお願いしたいなと思ってもベッド数が満員になってることが多くて、なかなか利用者が利用できない場合があると。それで県の方がですね、県全体では20床、20ベッドですね、それを確保しておきたいと。それで幡多では3床、3ベッドを確保するのに、宿毛、清水、それから黒潮の鹿島が認定といいますか、そこを確保したいということで、黒潮町の負担金としまして25万挙げられておるものです。

続きまして4款衛生費ですが、同じページ数ですけども、6目環境衛生費の15節工事請負費ですが、400万

ですね。これは本会議でも説明あったかと思いますけども、家屋の水道ですね。まだ水道がついてない所があるって、不便をしてる所に水道をつけた工事請負費です。この400万のうち県から3分の2補助があって、地元負担は3パーセントの12万円ということだそうです。それで該当する方は2軒ありまして、ほんとに不自由なさってたと思うんですけども、ここ維持管理は地元に任すと。で、この点についてはもう、維持管理が高齢者なので大変なのにという意見も議員の中からあったんですけども、維持管理は地元でしていただく。その代わり消毒もしない。で、水道料も取らないと。こういう説明がありました。

のことによってですね普及率は、本会議でもありましたけど98.66パーセント。もう相当な所は黒潮町では普及しておりますが、まだできてない所があるって、次に成又でしたかね、早くやってほしいという委員から要望が出て、来年でしたか、やる方向にあるという説明を受けております。

続きまして10款教育費の方に移りますが、22ページを開けてください。

学校管理費の13節委託料ですけど、三浦小学校校舎改築工事設計委託費1,153万9,000円の予算ですが、設計委託費にしては結構いい値段ですねという委員から質問があつたんですけど、基本設計と実施設計をするので、大体この設計委託費というのは大体総工費の3から4パーセントのものが相場だという説明がありました。

それで、この三浦小学校の位置ですけど、これは本会議でも説明あったかと思いますけど、今、建ってる校舎の前側といいますか、校庭側です。校庭の方に建つことになります。それで地盤調査をした所を見せていただけましてけど、書類を頂きましたけど、今、建てる校舎はですね、職員室の所が埋立地になってて、それから、ほかの校舎の所は岩盤がある所になってます。ですから、視察に皆さん行かれたと思いますけど、職員室の所がほんとうにこう斜めになってるといいますか、入ったら船酔いするようなですね、そういう感覚がありましたけども。今回建てる所は、図面を見せていただきましたけど、全部岩盤の上に建つようになっておりました。で、これはですね、木造2階建てで3億円の予算。まだ予定ですけどね。それで過疎債を予定していると。23年6月から解体が始まって、24年4月に完成予定だという説明を受けております。

それで、佐賀中学校がですね、まあ木造にしてほしいという要望があったんですけども、強度の関係とかあります鉄筋コンクリートにするということでしたが。三浦小学校をぜひ木造にできないかということでしたけど、まあ枠組みはですね鉄筋が入るようなお話をしておりました。まあ、これから基本設計、実施設計に入るとこですが、基本的に木造の2階建てというようなお話を受けております。

続きまして、17号議案はこれですが、18号議案に移ります。

18号議案、国保の特別会計の補正ですが、これのですね9ページを開けてください。

9ページ、1款総務費のですね13節委託料95万6,000円、健康診断等電算委託というふうにあります、こういう書いてありますけど。これはですねジェネリック後発剤、後発薬。それを使ったときの、その差額をこれから通知するんだそうですが、そのシステム変更といいますか、そういうとこの予算だそうなんですが。皆さんの所へ先ほど配りました、このジェネリックの、このカードですが、これを国保の中には送られてきておりましたけど、このカードを切り離して病院に出しましたらですね、ジェネリックを使えるものはもうこれで病院の方が使ってくれると。で、そういう啓発をしていかなきゃならないねということで、じゃあ、まず議員がですね、知ってる人もおりましたけど、私なんかはこれをもらいましたけど、どつか行って詳しく分からなかつたので、議員がまず知って、住民の方にお知らせしてあげれば医療費も下がりますし、まあ慢性疾患などですね、お薬ずっと使ってる方には、ほんとにこれからこういうものを利用されたらいいと思うんです。でも、いちいち口頭で言うのは面倒だし、まあ言い方が分からなっていう方がまだまだ住民の方にはおいでので、ぜひ議員の方が知りたいなということを委員会の中で話になりました、皆さんの所にお配りしたわけです。

話し合いました主なものは、これぐらいですね。

15号議案は修正案ですので後でまた話になりますが、17号議案は賛成多数、18号議案は全会一致で可決されるものと致しました。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

先ほどの三浦小学校の校舎の建て替えのところなんですが、プールとですね体育館もありましたが、あの辺りは将来どういうふうになっていくかとかですね、そんなお話はあったんでしょうか。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

まだ詳しく、これからですね実施設計、基本設計ですので、詳しいことは聞いておりませんけど、校舎について主にまあ。この基本設計の予算ですので、それについて聞きました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この17ページの川奥領地地区の水道の事業に関係してですが。

地元負担が12万というご説明でしたが、利用者、まあ戸数とともに人の数ね、人口。それはどれぐらいですか、分かりません。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

利用者は2軒、お二人ですね。先ほど説明したと思いますけど。

（明神議員より「ああ、そうかね。はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

そしたら2人ということは、これ12万円は年間の費用なるがですかね、これ。

（宮地委員長より「もうそういうこと質問しない。いいですか」との発言あり）

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

この400万に対してですね3パーセント地元負担ということで、本会議でも説明、本会議じゃなかつたでしょうかね。

この400万の予算挙がってますけど、これに対しての3パーセント、12万ということです。そういう説明が

ありました。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

地元の人も負担するいうわけよね、これはね、12万は。

（宮地委員長より「地元負担です」との発言あり）

これはね。

ということは、その2人の方が、2軒の方が負担するいうわけよね。ほんでその場合、何か管理費が。管理はもうその2人の方がやるいうことやもんでね、ほんでもまあ、その12万の内訳を聞いたわけですが。

まあ結局、水道料は要らん代わりに管理はせないかんということですね。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

地元負担というのは先ほど言いましたように、この工事のことですね。それから、その管理についてはあつたんですよ、委員の中からもね。

維持管理が大変だから、まあね、できたら町の方でやってもらいたら一番ありがたいんだけどという話があつたんですけど、なかなかそれは難しいので、その代わり消毒もしないし、それから水道料も取らないと、そういう説明でした。

それ以上のことは私の方では分かりません。

（明神議員より「分からな聞いてもいかんね」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休憩 11時 56分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

初めに、議案第9号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 10 号の討論を終わります。

次に、議案第 11 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 13 号の討論を終わります。

次に、議案第 14 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

次に、議案第 17 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

竹下君。

(議場より「竹下さん、賛成やったが」との声あり)

16 番 (竹下英佐雄君)

いや、委員会に付託された内容については全部賛成を致しましたけれども、先ほどの委員長の報告に対して質疑をしました内容でもちょっと疑義がありまして。

国、県の支出金が 1 億 1,500 万、これを削減をして、それを次の 1 億 7,210 万という起債の借り入れで、これも一緒に含めてまあ増額のものになったと。結局、内容としては、この国、県の支出金は、後にまあ補助金のうちの 2 億なにがしかの金の中で入ってくる見通しを持ったもので、これは削っても入ってくるんだという説明をされておりますが。

単年度の、今年度の事業は今年度入ってくる収入をもって、今年度、単年度のその事業を行うというのが、大体、会計年度の原則としての仕組みと。そういうことで既に計上して、この金は入ってくるんだというこの金を、まあ、先々入ってくる見通しがあるのでこれは削って、こっちの起債の借り入れで埋め合わせをしよう

かという。そんなにこう簡単にやりくりができるのか。入ってくる見通しがあるものであるならば、それを削らずにこれでやって、借金、起債の方を 1,500 万地方債の方から落としていくのが大体正常な予算の組み方じゃないかと思う。

だから、そういう面から考えると非常にこう内容的におかしいんじゃないか。もうこれは入ってくる見通しがないから削減をしたということであるならば大体分かりますけれども、入ってくることが決まっておりながらまあそれは削って、それは後のこれから仕事に、まだ何をやるか分からなければ見通しの立たないものに回そうかという、そういう予算の組み方いうのはちょっと、あまりこううざさんな内容ではないのかという考え方であります。

もう 1 つはやっぱり、この 15、16、19 節の。

(議長より「竹下議員、スイッチ押してないですかね」との発言あり)

ほいで、15、19 の。

(議長より「最初からやりますか、最初から」との発言あり)

え、最初から。最初言うしたこと、ちょっと忘れちよう。

まあ、情報基盤整備事業の 16 ページですが、これについて、まあ県支出金が将来は入ってくるけれども、これを一応削って起債の方へ組み替えをすると、町債の方へ組み替えをするということで、この入の方の組み替えをやっておるんですが。

入ってくるものが分かって、まあ、それを見越して予算を組んでおるわけですから、もう既に既決された予算の中でそれを削って、これは起債の方へ借り換えて歳入の措置をするということについてはちょっとおかしいんじゃないか。やっぱり入ってくる金がはっきりしておれば、なぜその金をそのまま使わなかつたかなという点。

もう 1 つこう疑って考えれば、この金は組んでおったけれども入る見通しがないから借金の方へ組み替えをして、そしてまあ答弁の質疑でただされた内容については、これは後々入ってくるもんですから、別にこうしても差し支えはございませんと、これは信用する、せんにかかわらず、そんな予算の組み方はちょっとおかしいんじゃないかという考え方であります。

それと、15、16、19 節の 8,542 万 2,000 円の情報端末と、それからその工事請負費。それから、この電柱の改修負担金。これもすべて情報整備事業費として組んだものでありますが、これについても一体何人、どの程度の加入者があるのかいうことも明らかにされず、ただ、加入者がどれほどあるかも分からんけれども、まあ一応この事業を始めたもんだからやりましょうということで、どんどんどんどん事業は進んでおる。

もし最終的に、いざ、このケーブルテレビが始まった時点で加入者が非常に少ないと。いわゆる町の一般会計からの継ぎ足しも多額なものを毎年つぎ込みをしなきゃならないという、そういう問題が生じてきたときにはどうするのか、どう責任を取るのかということを考えたときに、非常にこう危ない綱渡りをされているような感じがします。

そういう予算の編成について一応ご意見を申し上げて、私の反対討論と致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 17 号の討論を終わります。

元い（もとい）。

（明神議員より「反対、賛成、反対でやらなあいかんがやない」との発言あり）

反対討論ですか。

元い（もとい）。

議案第17号の反対討論、明神照男君。

18番（明神照男君）

私も1,500万の問題はともかく、後の竹下さんのその情報基盤の事業の関係ね。

まあ昨日から言わしてもらうように、本来やつたらよね、これくらいの加入が見込みると。それも、ある程度町民の皆さん聞いて、それで出てきちよる事業であり、それからもう1点は、少のうても現段階で事業として成っていくという見通しの下の事業やつたら自分は反対はしませんが、赤字が見込めるいうたらおかしいんじやけんど、赤字がもう避けることはできんというような事業。

それで、一般質問でも言わしてもらうことですが、全然ほかに対応がないと、この事業の目的を達成するためにね、いうがであればすけれど。まあ自分らいろいろ考え方あると思うがですけど、自主放送の部分、コストを落とせる方法が自分らはあると思うもんですね。そういう方法が自分らはあると思うておるわけですから、赤字になるようなね事業には賛成できんわけです。

そういうことで自分も反対です。

議長（小永正裕君）

ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第17号の討論を終わります。

次に、議案第18号、平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第20号の討論を終わります。

これで討論を終ります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第9号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第15号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対して、委員会から修正案が提出されております。

皆さんの席に修正案を配付しております。

従って、これを本案と併せて議題とし、常任委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは議案第15号についてご報告致します。

皆さまのお手元にですね、採決表の所にはですね、最初に全会一致で否決と。それから、それを撤回して、その後、修正案を出しました。その修正案については後でまた詳しく説明致しますが、ちょっとその修正案を出すまでの過程ですけども、それを報告致します。

否決になったのはですね、全員協議会、それから本会議でも課長の方から説明がありましたけど、住民負担を強いるということで、10.7パーセント保険料が上がる。これは住民にとってはほんとに大変なことだと。

執行部の方からはですね、医療費がどんどん上がってる。保険料が追いつかない。それで基金も少なくなってきてるので値上げしてほしいということでしたが、ああそうですか分かりました、じゃあ申し訳ないから住民に負担をお願いしましょうかというふうに、議会ではそう簡単にはいかないと。っていうのが、先ほども言いましたけども、今回の議会の中でもいろいろ出されましたけど。

今、住民の生活っていうのは、ほんとに大変なところに來てる。払いたくても払えない状況もあれば、それから委員会の中でもいろいろ意見が出ましたけど、保険料は払ったけども、それでお金がなくなって病院へ行けなくて亡くなった人も自分の周りにもいると。それからですね、例えばですよ、今回値上げしたとして、また何年かたって医療費は上がってるわけですから、じゃあまた負担をお願いしなきやならない。その何年かしたら、また負担をお願いしなきやならないと。そういうことでは、あまりに執行部が策がないんじゃないのか。まあ執行部の方はですね、今回値上げしなかったら来年併せて値上げになるから、住民の方に負担率が高くなる

ので今回上げさせてほしいという案でしたけども。

ただ全部、住民の方にそうやって負担をお願いしていくんでは、ほんとに住民負担ということを、そういう観点から考えたら、もう少し執行部の方でも案を持ってほしいし、またいろんな方面から考えていくべきじゃないか。今、時代としては、ほんとに住民の暮らししが大変なので、そういうときに来ると。一般財源から補てんすることも考えなきやならない。これは委員の中の意見ですね。

そういうことがありまして、私たちとしてはですね、とにかく住民負担はいけないということで、全会一致で否決に至ったんです。

その後ですね、担当課長、また事務局から電話がありまして、この条例案の中には3項目、大きな意味で3つあると。その点、私たちがほんとに審議不足だったんですけども、一番上の、最初の修正案の方にちょっと内容が入っていきますが、撤回になった理由、それから修正した理由の方に入りますので、ちょっと修正案を皆さんのお手元にあると思いますけども。

最初にですね、最高限度額。これは47万円から50万に、それから12万円を13万円に改めるという。これは所得の高い人の、そういう人にお願いする税金であると。で、所得が高い方からは税金をもらった方が所得の低い方に負担が少なくなるので、これはまあ上位法で決まってたこともありますけども認めた方が、私たちが住民負担が高過ぎるので反対するということと相反するから、これは認めてあげた方がいいんじゃないかというのが、課長、または事務局の説明でした。

それから次にですね、23条の2と、24条の2。これは、もう1つの項目ですけども。この点はですね、皆さんとこに資料1というのが課長の方から回っておりますけども、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置というとこなんですが。非自発的失業者とは、まあリストラになった人とか、それから会社が倒産したとかですね、リストラでなくとも、まあ会社が自発的に辞めるように言ってきたと、ありますね。そういう方はですね、税金っていうのは前の年の収入で掛かってきますから、今年度全然収入がないのに税金が来たら大変なので、国の方がですね100分の30、そういう税率に軽減するというのが、この23条の2と、それに関連した24条の2だったわけです。

100分の30っていうことは、まあ例えば100万収入があったら、70万円は控除しますよと、30万円だけ税金を掛けますというのが今回の上位法で決まってましたので、この点もですね修正を出した方が住民の方にとつてはもうプラスになるんじゃないかと。教育厚生委員会が最初にこの15号議案を否決した意味は住民負担が掛かるからという趣旨だったので、その趣旨に反するので、この両方を修正したらどうですかというのが執行部の提案でした。

で、まず最初に私が課長に話を聞きまして、それで委員の皆さんには全部文書で送りまして、それから再度、副委員長と話を聞きまして、15日にですね、議会のあった日ですね。議会が終わりまして、再度、教育厚生委員会を開きました。そこで課長の説明を受けて、この資料も得たんですけど、詳しいことはここを見ておいてください。また、分からなければ課長にお聞きなってもいいですが。もし修正案が通ったら、これは広報に載せて住民の方にお知らせするそうです。

そのようにお話、説明を聞きまして、教育厚生常任委員会では全会一致で、いったん否決したことを撤回しまして、修正案出すことに全員で賛成を致しました。それが経過と、この内容についての説明です。

これでよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

2点ほど質問したいと思います。

まずですね、基金に対する考え方なんんですけど、国保会計も県からも指導あるとおりですね、確か2億か3億かちょっと忘れましたが、基金の積み立てを必要とするようになつたと思いますけど、今回、例えばこれを修正してですね、まあ基金からの繰り入れで今年度はいけると思うんですけど、そのあたりに対する考え方の意見があつたのかどうか。

それからですね、先送りするということで、私もですね、その町民に対する説明がまあ十分にされないうちに、まあこういうふうな急に値上げっていうのはどうかなという考えは持つてたんですけど。その、先送りしてですね、その後の話なんですけど、基金の方もまあ取り崩したと。で、その次に行くときのですね状況なんですけど、そのあたりは委員会の中でどんな感じの協議がなされたのか。

その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

先ほどちょっと触れましたけども、執行部の方からはですね、今回値上げを否決されたら、来年度まあその分が重なつて値上げになるので、住民にとっては大変だというのはその基金が少なくなるという意味ですけどもね、その意味ですけど。

私たちは、まあ、もちろん基金の問題もありますけど、ただ、そういうふうにして基金がなくなるから値上げします、医療費が上がって税の方が集まらないのでまた数年後に値上げしますというんでは、なかなかそれでは住民負担が減らないので、1つはまあ一般会計財源からこちらに補てんすると、そういう案もあるし。

それからもっと広い意味ではですね、急にはならないとしても、予防医療ですね。そういうことも本腰を入れて取り組むべきじゃないかという案もありました。

もっともっと、それから審議を尽くした上でやるべきだというのがひとつありましたので、基金だけについて討論したということはないですが、全体について値上げは基金も含めてですね、今回こういうふうに、ただ出して、はい、そうですかというんではあまりに策もなき過ぎると。

それから住民負担をするにはですね、もう1つあったのがですね、住民負担はもっと慎重にすべきだ这样一个意見が出されております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

すいません。もうちょっと詳しく聞きたいんですが。

その基金ですね、まあ保有しないといけないというその上限がだんだん減つてくると、やはり指導なりですね、その県からのあれがあろうかと思いますけど、そのあたりはもうこれで良しと、もう指導があつてもですね、もうこれはしようがないというような感じでいくお考えでしょうか。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

まあ、そういう考え方かどうかというのは委員会で決めるもんではないんですけども、私たちの話の中では基金が少なくなるとかそういうことも含めてですね、もっと方法を考えていかないと住民負担がもうどんどんうなぎ上りになっていくと。で、その方法としてひとつの案は、一般財源から赤字を補てんしたらどうかという案もあったと。これがいいとか悪いとか、ねえ、いろんな意見がありますので全員がそういう意味じゃないですけど、そういう方法もあるし、今、基金がこの場でなくなるからすぐ値上げしましようということには委員会ではならなかったということです。

もっと広く全体を見つめていって、もっとみんなで、いえば議論もしながら勉強もしながら住民負担ということをね、考えなきやならないんじゃないかなという話し合いでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

まあ、こういう税ですから、まあ安いに越したことないから、そのことについては異論はないんですけど、まあこれ委員会が合議で修正ということで、もう皆さんが委員会の方はやったということですが。

まあ考えるに、医療保険いうがは国保だけじゃないわけですよね。被用者保険いうのもあってですよね、いろんな制度がある。その中で、今言われた一般財源よりとかいうような意見があつたということですけど、やはりこれ平たく言えばですね、何か宴会してですよね、飲み食いした割り勘をですよね、宴会に参加してないどこ払うようなところが出てくるから、その参加していない人にとっては矛盾を感じるわけですよ、そこ一般財源を入れるということは。だから独立して特別会計でやりゆうんです。

被用者保険に入れない人、そういう人たちのために国保があるんですね。そういう、何とか国民になお国保の世界へ入れて、保険の中へ入ってもらうてフォローしましようという目的でいろんな制度があるわけです。その中の1つなわけよ、ね。だから、その1つだけに手厚くというところに何か矛盾があるというようなね、発想をする人が委員会、誰もいなかつたかと、意見の中に。

それと、もう1つ。やはり議会に唐突に出てきたと言われますけど、これは国保運営審議会の方で十分議論されて、運営はどうしても10パーセントぐらいの値上げをしないといかんやないかという、審議会ではきちっとしたね議論をされて執行部に出されちようわけですよ。その審議会には議会からも出た人がおられるわけですから、やはりそういう人の意見も委員会としては聞いてですね、審議会ではどういう議論があつたんですかと、そういう話をきちっと詰めてこうやって修正をするんやつたらいいとは思うんですけど、ただ安かつたらええと、負担は掛けたらいかん。教育厚生の皆さんですから、福祉のことは十分議論されると思う。福祉についてもね、高齢者や独居老人だけが福祉じやないというようなことを言われるように、保険やち国保だけじゃないんですよ。社会保険も毎年上がってますよ。船員保険も。だったらそこへ、困ったからといったら全部一般財源を投入するかという議論になるんで、そうしたことをトータルしてやはり判断すべきじやないかと思う。あまりにもその、負担を掛けたらいかん、もうみんなが思っちゅうんです、それは。町民に負担を掛けることは良くないことは。

しかしながら、それをしなかつたら結果的にもっと悲惨なことがあるということも事実なんですね。そのへんのこともトータル的に考えた修正案をみんなが議論されたのか、ただ1点、高いのはいかん、負担はいかんというだけの決定なのか、もう再度お聞きしたいんですが。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

私たちは、山本議員が言われたような話し合いですね。基金をどうするとかね、そういう話。

それから審議会の内容を詳しく聞くというのは課長の方で説明がありましたので、それ以上聞くことはなかったですね、課長の方からお聞きしましたが。

そういう、ただ安けりやええと、そういうことだけで決定したというふうに言われましたけど、それは山本議員の意見であって、私たちの中ではそういうふうな見方じやなくて、先ほども言いましたけども、住民負担をするということに対してのいろいろな意見があつたと。それを言うんだつたろか、いろいろありますけども。

周りの意見がいろいろ出ましてですね、払いたくても払えない住民がまあ役場に実際相談に来てるだろかとか、ね。で、なかなかそれは、払えない人は役場に来れないんじやないか。まあ役場の方は軽減措置として、相談に来たらですね払えない人。まあ相談を受け付けるんですけど、なかなかそういう人は来てないとかですね。

それから資格証明書を発行してますけど、そういう世帯はどれだけあるのかというような話とか、まあ悪質な人には発行してませんよっていう、そういう話もありましたけど。

それから先ほど言いましたけど、予防医療にも本腰を入れてほしいと。それはですね、先の一般質問にもありましたけど、佐賀では疋田先生の予防医療、寝たきりを出さないでしたかね。そういうことで国保が黒字になるぐらいのね方法もあったと。で、これで本腰を入れて予防医療も、これは時間かかるけども、そういうことも考えていくべきじゃないかと。そのことにかんしては、なかなかスタッフがいないとか執行部言ってましたけど、やはりそこは、目の前のスタッフがいないけども、まあ一般質問で少し出されましたけど、四十町なんかはね、実際そういうことにもっときめ細かに取り組んでる実例が話されたりですね。

それからですね、まあ一般財源から補てんするうんぬんというのは、私は山本議員が反対意見でなされたらどうかなと思うんです。それは私が答えるべきことではなくて、そういう山本議員が言われたようなことは討論はありませんでした。それしか委員会としては答えようがないもんですから、このようにしたいと思います。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

もう1つだけ。

今お聞きした、その、他の保険制度とですよね、その整合性とかいうような議論はなかつたですか。ただ単に国保だけ。

まあ議案が国保ですから、ほかに及ぶことはないと思うんですが、ただ制度上はやっぱりそのね、医療保険はその国保だけじゃないわけですから、そのへんを、他の制度との整合性とか、そういうたてりとかいう議論は一切ないはず国保のみですか。それをお聞きしたいんですが。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

はい。15号議案は国保税についてどれだけのものをアップしていくかという細かい条例がありますけど、それについての話し合いでしたので、そういう話し合いはませんでした。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

付託された委員会で決定したことがありますね、本議会でいわゆる修正、またひっくり返ることは多々あることなんですね。が、しかしね、この国保のね提案についてはね、改正の。まあ、この概要説明と医療費、それから基金の決算状況ももうちりますのでね。これ当初、議員協議会の6月2日ですかね、この説明もうたがですが。

ほんと委員長ね、やはりその決定当初、委員会で決定するときにはですね、やっぱり委員会の意向、初めのやっぱりこの決定をうんと尊重せないかん、我々は。その場合ね、委員会ではね、その担当課長がまあ年度が変わってやね、いろいろ担当も変わったと思うけど、まあそれはそれとしてね。非常にまあ町民の負担を強いいらにやどうもならん。基金がその1年たって1億2,000万減っていきよる。そのこと考えたら、もうこれは22年度大変になる。

じゃあ、その説明をね、細やかな説明をねもうたと思うがやけんど、初めはそうやなかつたから、今後はこの十分な説明をしてくださいよと。そうやないとまたこんな事態が、こういう事態は避けたいというような意見は出ましたかね。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

課長の方もですね、一生懸命説明してくれたと思うんですけども、まあ私たちにそれを受け取る力量がなかつたといいますか、足りなかつた面もあると思いますが。

それで課長の方には、皆さん所に資料1を回しましたけど、最初からこういう資料があったとしたらもう少し理解する能力があったかもしれませんけど、そこが足りなかつたということで、今、西村議員が言われたように、今後はもっと分かるように、議員にも。また、私たちもまた勉強して臨むように。そういうことで課長にも、まあそういうお願いは致しました。

（西村策雄議員より「分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

質問といううちにお聞きするのですが、議員協議会のときに自分この資料で、うちと三原のね医療の給付の数字と、それからその負担、保険料の数字。この県の平均で見ると、まあ、うち黒潮町は、県の平均が医療費で見たら32万、うちが27万、それから三原が29万。それから保険料の負担で見たら8万1,000円と5万3,000円と、まあ4万4,000円いう数字になって。

自分、協議会で執行部にお聞きしたのは、三原は保険料は安いが医療給付の方は高い。これはどういうようなことでこういうことに、まあこういうこととか、こういう数字になっておるがやろかいう質問をしたわけですけれど。

そのことについて委員会で、担当課長、執行部の方に聞くとか何とかいうことはなかつたですかね。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

まあ私たちも他の市町村とね見比べながらということもある程度ありましたけど、今、明神議員が言われたようなことはですね、ありませんでした。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

条例の内容について確認をさせていただきたいのですけれども。

今、委員長の方からご説明がありました内容なんですね、これはですね修正案の方に出ております、第2条第2項の47万円を50万円に改めて、で、ちょっと飛ばしますが、12万円を13万に改めるという所とかは残すということですね、残すということですね。

で、ご説明もありました、高額の方にはこの分は負担をしていただきたいというご説明だったと思うんですね。で、その後の第3条第1項中の100分の4.5という所からですね、その下の第18条1項、中ぐらいですね、のまではですね、これ削除されているということですね。

ということは、税のですね負担をされていらっしゃる階級の方々の、高い所の方については税額の増額負担をしていただくなれども、その中間層であるとか下層にある方々については課税をしないということに理解してよろしいんでしょうか。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

ちょっとすいません。説明が、私、悪かったと思いますけども、その第2条の2項という所ですね、47万円を50万円にする。12万を13万に改めるという。

これはですね、この分と、それから今、坂本議員が言われたその下の分ですね。これは、私たちが削除した分は、黒潮町だけの値上げの分です。それから、一番最初に47万から50万とか、12万を13万にするというのは、もう上位法で全国的なものです。

それで、黒潮町で値上げをするという分だけ削除さしていただきました。そういうことです。分かります。

（坂本議員より「そしたら、これ条例でここ抜けたのはどうなるの」との発言あり）

独自にですよ、黒潮町独自にですよ。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

すいません。そうなるとですね、この、こちらの方の条例ですね、改正された修正案の方からはですね、この文言がないんですけど、（宮地委員長より「ない」との発言あり）これ、全文改正の修正案です。

全文を次のように修正するんですよね。

どういうふうに理解したらいいのかなと思ってるんですが、ちょっとあの。

（宮地委員長より「全文でいいんです」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 14時 13分

再開 14時 17分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本君。

6番（坂本あやさん）

今、確認したことなんですけれども、例えば私、税というのは所得とかですね、それからまあ自分の生活のレベルによってですね応分の負担をする、平等にやっぱり課せられていくというのが税に対する大前提であると私は思うんです。

ですから、今回出されています修正案については、例えばその高額の方はね、やはり高い負担をしていただく。それから、でも、所得の低い方であってもね、それにはそれなりのやはり税への負担というものが私は課せられるべきではないかなと思うんです。

ですから、税率という均等の税率を掛けていくということは、私は大事なことではないかなと思います。やはり所得の多い人だけがたくさんの国保税を負担して、それで、まあ所得がないから全く負担しなくてもいいよというだけのものが税ではないと思うんです。それなりにある程度負担をしていくべきだと思いますし、それから町長のご説明にもありましたけれども、その税を上げるということで、一定その国保税の運用というのはしていかなければいけないと思うんですけれども。

ただ、どうしてもその税が払えない。それから、医療行為を受けることができない。そういう方に対してはですね、税の課税とは別にですね、やはりそれを減額をするとかですね、何らかのその貸付制度を作るとかですね、そういう形で私は対処していくべきものではないかと思うのです。

ですから税の改正の、まあ率というのは、それから高い高額の方だけがねそれを負担してね、じゃあ所得の低い人は全くそういう負担をしなくていいのかというのが、税の公平というところから見たときにね、いいのかなというふうに、この改正案を見て思っているんですけども。

そのあたりは、どのように解釈をしていらっしゃるんですか。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

これはですね、最高限度額だけ上げるということで、そしてもう1つは、まあ上位法で決まったということもありましたけども。

最高限度額、まあ所得の多い方ですよね。その方たちに、まあ国の方でも税を負担していただくということは所得の低い方にとってはね軽減措置になるので、私たちは住民負担を軽減するという意味で修正案を出したから、これと両方、相反するんじゃないかということでね、この2条の2ですかね、それは生かすべきじゃないかということで、説明もありましたし、私たちもそうだなという意見に委員会ではなったんです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

ちょっと確認ながですけど、今のその上位法の話ですね、これは絶対、改正項目のようなもんになっちゃうのかどうかですね。まあ上位法が変わったんで、ここはもう絶対に50万円に上げないといけないかどうかとかですね。

そういう話になっちゃうかどうか、それちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

そういう話し合いは委員会ではしておりませんけども、私たちが反対した、これを修正案に出したのはですね、住民負担がこの点では、所得の低い人にかんしては住民負担に、これをするとなお負担が掛かるんじやないかと、私たちが言ってることと相反することになるので、これは修正を掛けないでそのまま残すというふうにしたわけですね。

だから、上位法だから絶対これ守らなきやならないということだけで出したわけではないんです。

分かりますかね、説明が下手で。

(議場より「分かる」との声あり)

分かりますかね。

(議場より「上等」との声あり)

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これ、議論があったかどうか分かりませんけど、国保と、今までしたら後期高齢。今、長寿という言葉ができましたけど。いわゆる社会保険でも共済保険の医療に返った方でも、退職後数年するとすべて国保に入ってきますよね。

それで、今の国保のお金が要るのというのは、いわゆるその現役時代にはそちらにおいて、高齢になって今から医療が掛かる方がほとんど国保に流れ込んでくることが、ひとつの今の国保税をこう値上げしちょう部分があると思うのですが。

まあ、そのような議論というがですかね。まあいうたら国保といったら、今その3つ、現実には4つになりますけど、それがありますよね。ありますけど、現実的にはその、まあ社会保険とか共済保険の方が永遠にずっと亡くなるまでその保険に入っておれば、国保がこういう問題が起らざったとかいうような議論はあつたんでしょうか。

今の時代は、今の前提でいくと65ぐらい過ぎたら、まあ最初、退職しても何年間かはその元の社会保険なり共済保険なりに加入はできるようですが、以後は加入はできずにつづけて国保に入ってくると思うんですよ。そのへんの問題も含めてやらんと、この医療費の増大いう部分には抜本的な改正はならんというような気は。まあ多少、その昔だったら社会保険とか共済保険からも国保の方にの搬出金という形で援助はあったと、辞めるときのあれで、こういう年度に合わせて確か援助金があったと思うんですけど。

まあそういうような、ここだけいじるように聞こえますけど、本来的にいくと、その一定限もう年齢がたつとすべて国保。それでまた国保がいかんなってきた。75になると今度は後期高齢者、長寿保険というふうに、こうシステムが分かれていますので。

そのへんの、この議論の中で問題点として出てきて議論があつたでしょうかということを。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

本来はですね、国保とはどういうものかとか、国民皆保険はどう考えるかとかということで、ほんとは後期高齢者医療制度も含めて、まあ広く深くね討論すべきだったかもしれませんけども、今回はこの国保の税率を上げるということで討論しましたので、先ほど山本議員も言われたようなですね、根本的なところまで踏み込んだ議論はですねなかつたんです。

今後、賛成討論、反対討論。それが今後のね一般質問なんかでどんどん、私は深めていくべきだし、そういう

うことも委員会ではですね、その一般質問という言葉は出てませんけども、値上げする場合にはみんなでもつと議論をして、また勉強をして、それで住民負担をしなきゃならないものはするし。いや、もっと方法がある。いや、すべきじゃないというのはね、もっと議会としては慎重にやるべきじゃないかというのが全体的な話でした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

ただ今、委員長の報告がありましたように、議案第15号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については修正です。

これから討論を行います。

議案第15号および議案第15号に対する委員会修正案を一括して討論を行います。

討論は、初めに原案賛成の方の発言を求め、次に原案および修正案に反対の方、次に原案賛成の方、続いて修正案賛成の方の順序で発言を求め、討論を行います。

（議場より何事か言う者あり）

もう一度言いましょうか。

次に、順番に問うていきますので。

この討論は各自1回しかできませんのでご了承願います。

初めに、原案賛成の方の討論はありませんか。

坂本君。

6番（坂本あやさん）

私は今、委員長が説明してくださった趣旨に対しては、本当に全く一緒でございます。本当に地域の方々がですね、苦しい状況にいるということを認識した上で、あえて賛成の討論をさせていただきます。

私は今の修正案ですね、高額の方々だけにですね増額を求め、その下位の段階に増額を求めていないという部分ですね、私は少し疑義を感じています。

と申しますのは、決してですね、低所得者だけが苦しいというわけではありません。高額の47万円の国民健康保険を支払っている方々にしてみても、まあ一生懸命です。やはりいろいろな環境の中でですね、例えばこういう方というのはですね、最高高額を払ってらっしゃってもお商売をしていたりとかですね、いろいろな条件によってですね、一生懸命捻出（ねんしゅつ）しながら、事業費の中からですね、こうして国保税を負担をしてくださっている方々もやっぱりおるということです。ただ、高額の位置に入っているからですね、楽に国保税を負担しているというわけではないと私は思っています。

ですから、税というのはやはり公平にみんなで負担をし、背負いながら、その中でどうしてもいけない部分については支援措置をしていくという考え方が基本的なものだと私は思っていますので、この修正案にはまだ不整備な所があると思います。ですから、原案に賛成するものです。

それとですね、やはりこの修正案については、黒潮町の審議会でしたかね、保険の運営の協議会の中ですね、私は本当に苦労しながら事業を考えてくださっていたと思います。私も実際その協議会の中に入って、その事業をさせていただいたことがありますので、どんな思いでこの事業費を上げていかなければならぬかと

ということについては 17 年経験致しました。それで持っている事業費がですね、もう今年でですね改正をしていかなければならないという状況になっていることについては、もうこれは国保だけでは実際いつまでも耐えてはいけない状況であるというのも認識はあります。ですから、何らかの形で改正をしていく。それから、要望を続けていくということが大事だと思っています。

また、昨年ですね 12 月には、本議会からですね國の方の措置費を増額してほしいという要望も入れております。やはりそういう活動を続けながらですね、国保というのは今しばらくですね応分の負担をしながら、耐えていかなければいけない時期にあるのではないかと思います。

ですから、私は今の修正案には賛成できませんので、原案に対して賛成を致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに原案賛成の方おられませんか。

（なしの声あり）

では、次に移ります。

原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

原案に反対をする立場から討論を致します。

（議長より「原案と修正案と両方です」との発言あり）

原案に反対。

（議場より「違う違う、両方に反対する」との発言あり）

両方じゃない。

原案に賛成が出たから、原案には反対をする。これは、修正案は、今度採決するときに修正案にあれしたらええじゃいか。その採決の採り方おかしいがじやがないが。

（議長より「後で出ますから楽しみにしちょってください」との発言あり）

議長（小永正裕君）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

明神照男君。

（議場より「間違います」との発言あり）

間違いますか。はい。

それでは次にいきます。

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

明神照男さん。

18 番（明神照男君）

私は修正案に賛成です。

それで、その前に執行部、町長にお願いしたいことはね、私たち議会もね、こりやもう町長が出してきた案やと。100 パーセント賛成やないけれど反対もいかんろうというようなね、案を出してきていただきたいのです。これは、基本的にね。

というのは、自分、議員協議会のときにも言わしてもうたことですけれど、ほんまにこの医療費はもう年々上がっていくわけよね、これは。先ほど森議員の発言にもありましたように、結局、まあ加入者の問題にして

も、元気で働きようときは社会保険、例えばの話がね。それからもう定年なって、その社会保険なんかにも入れんかった人が国保の方へ入ってくる。

ほんでもう形としてね、嫌でも医療費が上がっていくような形になっちゃるわけです。ほんで今までではそれでやられてきたと思うがです。が、現実にね、もうそれじゃやれんときなったと思うからね、それで通るか通らんかはともかくよ、地方からね、こんな法はおかしいじゃないかというような提案ね。それがね、自分は今必要になってきたと思う。

結局、そんなことしてないから、今まで。しちょうとこもあるか分かりません。結局中央が、地方分権とか何とかかんとか言うたち、あれらに任したちようやらんことは分かつちようぞというようなね、自分、考え方持つちよると思う、中央の人はね。そこをね、自分ら崩さんといかんと思う。そのためには、自分ら議会も勉強せないかん。それから執行部の皆さんにも勉強してもらうていうことをお願いするがが1点と、それからもう1点、自分はね、あのときも言わしてもろうたように、後に無駄なとこないかよと、これは言わしてもらいます。

ほんで自分はね、この修正案にも100パーセント賛成やないです。ということは、無駄なとこを見つけてよね、ここに無駄があるきよ、これはやめましょうというようなことで、節約できるとこは節約した上で。が、節約はしてやったけんど、どうしても足らんき税を上げてくれというような形のもんをね、自分は出してきてもらいたいいうことは協議会でも自分言わしてもらいました。

そういうことはありますが、現実に、そのときもこれも言わしてもらいました。上位の47万が50万なる、12万が13万なる、そういう条件いうかね、環境の人はそれほど負担やないぜよと、3万上がったきいうてもね。けんど下の、ほんとに所得の低い、大体、国保へ関係しちよる人。まあ、ある面では失礼なるかも分かりませんけんど、大体所得が低い人ですかね、一般論でいうと。そういう人がね、自分はもう限界へ来ちよると思うがです、負担の。

確かに、受益者負担、それから税の公平いう言葉もあります。しかし、自分思うにね、そういうことが通用する時代ね。確かに、所得の低い人は低いなりに負担してください。高い人は高い人なりに負担してください。これ、ある面では公平や。けんど、そこがね自分は、その公平さが許される環境、時代とよね、そうじゃない時代があると思うがです。

それから、初日の説明の中にも受益者負担いう説明もありました。もっともなことやと自分は思います。しかしそれもね、受益者が負担できる環境、それぞれの環境ね。が、残念なことにはね、今自分ね、同じ受益ね、益はもらいよるけれど、その益に対してね負担をできんね部分。そう言うたら失礼かも分かりませんけんど、そういうあのがね、どんどんどんどん増えてきよると思う、多うなってきよると思うがです。

ほんで先にも言わしてもらいうたように、税の公平とかね、受益者負担いう言葉はね、今まででは通用したと自分思います。けんど残念なことには、現実問題として今からはね、通用がね厳しいときになってくると思う。ほんでそういう中で、医療費の問題は先にも聞いてもらいうたように、どんどんどんどんこれは上昇すると。それを抑えるいうかね、それもね、自分はね行政の仕事やと思うがです、これは。

そういうことらをやってくれた上で今度の条例改正、一部条例の改正ね。そういうもんを出してきてもらいかかった。町長にしたらまあ就任後間もないからいうもことあって、今回はともかくよね、次から出してきていただくときにはね、そういう形のもんをよね。

先にも聞いていただいたように、自分らもね、こりやもうしよないねと、もろ手を挙げては賛成はようせんけんど、町の財政のこと、いろいろなこと考えたら、もう賛成せないかんねというようなものを出してきていただきたいいうことをお願いして、自分はこの修正案はある意味では別の形の受益者負担に耐えれる人に負担

をしてもらおうという考え方の案やき、自分は賛成です。

(議長より「竹下君、出番ですよ」との発言あり)

議長（小永正裕君）

修正案賛成の方の討論はありませんか。

(竹下議員より「修正案は賛成やけん、あえて賛成討論せんでも。原案に対して反対をするから修正案を出したという」との発言あり)

(議場より「修正案賛成やろ」との発言あり)

修正案賛成。

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まあ、何かへんてこりんなあれになるけれども、原案に対して反対。だから修正案には賛成いうことになるわけです。

ほんで、ご承知のように、まあ国保税の被保険者に対して、一部限られた人々に一般会計から繰り出しづるとかいうのは、ちょっと特別会計の場合はまあ適正ではないということが俗にまあ言われてきたわけですけれども。今、まあ町長が言っておるよう、独居老人のとこを回ったり、いろいろ困りよう方々、本当にこう命を守るために行政に取り組んでいく意気込みが今回の議会の運営の中で感じられたことですが、まあ、それなら具体的にどうするか。

実際に、国保会計に今加入をされている方々が、結局、税金を納めることができない。つまり、従って、ここで国保の被保険者証を手にすることができる。従って、病院へも行くことができない形の中で、今、命を失っている方がこの町内にたくさんいるということを、まず、この実態をね、まあ知ってほしいと思う。

これは、一応、議会議員というのは報酬が懐に入ってくる。あるいは給料を取られている方々には、今、自営業で、あるいはその仕事を失って、そういう形の中で収入がどんどん落ち込んで、苦しい生活をしている方々の痛みというのは理解できないかもしれない。そういう方々が審査をしている。

だから、そういうほんとに追い詰められた人々の気持ちというのはよう理解をせんずくに、ただ国保税は、これは限られた人々の痛み、税の構成とかを見ればですね、当然、赤字が出たら上げるべきやということ、公正さを言いよるけれども。今、税制度の中で、公正な税制度というのではない。本当に公正なものであれば、収入が下がってきたら税金もまけてやるのが当然。ところが、収入が下がってきたら税金がボーンと上がって、税率が上がって、それをうたつけられて来るという、いう実態が、実際に我々の身の周りで起きておる。

しかも、今の企業というのは、不景気不景気言いながら、どんどんどんどんトヨタから含めて大企業はどんどんどんどん、いわゆるお金をため込んでおる。派遣労働者の首を切ったりこいして、戦後もう最大の大金持ちになった。そのあたり、大金持ちの方々の税金は政府がまけてやって、まけた分で落ち込んだ税収を今度ら弱い我々の、この課税客体の弱い方々に対してうたつけておる。そういう税制度の在り方、不公正な。これだけ、こんにちの税制度というのは、これだけ不公正な税制度はない。だから、そういう人々のために、少のうても地方の自治体で何とか救済をするためにはやはり一般会計から、少なくともそういう大事な、福祉につながる、あるいは人の生命にかかわる、そういうものに対して金を多少でもつぎ込んで、そういった人々の健康を保証していくのが地方自治体の大きな役割なんです。

かつて、老人保険を無料化にしたりこいしながら、お年寄りを大事にするような社会制度というのがありましたけれども、これもいつの間にやら自民党と公明党によってつぶされてしまった。そして今、後期高齢者という中で、いわゆるわずか3万円くらいの年金をもらって、その年金で介護保険料を払い、国保税を払いね、

後期高齢者の保険税を払いながら、食べるものも減して生活をしている方々のことを考えれば、どうやって今そういう人々を救済するかいうたら、これ一般会計からその皆さんに対して直接繰り出しをするなりしなきやね、ほかにこれを救済する制度がないかというて、今、ねえ。ちゃちゃが入ったからちょっと、あれしたけんと。

そういうことをどんなに考えても、そういった制度ないんです、今。今の政府の中に、よう作らん。だから地方で当然継ぎ足しをすべきじゃないかということで、修正案をもって、委員会で修正案を挙げてきたと。これは私、拍手喝采（かつさい）を贈りたいと思います。

（議場より何事が言う者あり）

まあ、そういう点で原案には反対をし、修正案に賛成を致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に、原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

一般質問でもさしていただいてるようにですね、この税の負担というのに、私、この協議会のときにももらった資料の中で、その運営状況の説明ということでも、この平成22年の見込みという所では、その基金の繰り越し、これが例年にはないぐらいですね大きな金額。普段は大体3,000万とか、6,000万、3,000万でいきよつたところが1億2,000万にどんどん膨らんでると。これなんかも調べていきようと、国庫負担金の分の返しの分が、それが約1億円ぐらい入っている。そんなことも含めて、実際に負担する住民が、僕は税の負担というの納得をせんことには、なかなか支払うてくれ言うても支払いにくいとあると。

それと、町長、一般質問のときに宮地議員のことですが、その国保加入の割合が37パーセントと。その中にその一般財源を放り込むのはいかがなもんかという答弁がありましたけれどもね。この、国保税と後期高齢に移った平成20年。この19年度には、その国保加入割合は53パーセントです。それが後期高齢の方に移つて37という数値に下がつちようわけですけども、今もその国保税の方から高齢者保険の方に、これ去年の決算書でも調べたがでけんど、約6,000万ぐらい拠出しております。

そういうことから含めたら、老人保健の方も国保の方もですね、これは1つのもんとして考えてもええと思うんです。ということは加入率の問題じゃなくて、今だったら54パーセントぐらいだと思うんですけども、この国保税に恩恵を被る、まあ受益者という者はね。

そういう意味でも、一般財源に入れてもおかしいないかなというがは、この資料にも出した市町村の2003年度も約1,400市町村。そこらが一般財源から赤字補てんをしても住民生活を支えると、そういう形になつちようわけです。別に、それをすぐしなさいというがやない。私はその、要は納得してもらうためにももうちょっと説明が要ると。私も議員でこうやっておっても、この3年間、急にこの資料出されてもですね、いろいろ勉強せんと、ああそうながかいいうて、こう納得いかんわけです。

ほいでそういう意味でも、この修正を出して、もう1回議員みんなでも議論し合って、ほんとに国民皆保険いうみんなの、役場の職員さんも退職した後60歳過ぎたらですね、この保険に入るわけですので、ぜひですね、そういう形でこの修正を認めてもらうように、私は賛成の立場で討論させていただきます。

議長（小永正裕君）

ほかに討論はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

確か、去年の12月議会。

（議長より「矢野君、どういう立場の討論になりますか」との発言あり）

修正賛成です。

（議長より「修正賛成です」との発言あり）

はい、そうです。

黒潮町議会は確か昨年12月議会でね、医療費に対するその財政支援を強化してもらいたいということで、意見書を、可決、提出して送ってるんですよ。で、その中身はまあ言わんち分かった話なんですが。

次に、私も3月議会でもですね、全国の国保連合会が出したカラー刷りの資料を見れば一目瞭然（りょうぜん）です。もう低所得者が多い、この国民健康保険のこの階層の中の負担割合が極めて高い。それはね、社会保険も高い高い言いゆうけんどね、実際、可処分所得を考えた場合にはその比やない。

で、経過的な問題は多くの皆さんが言いましたので言いませんが、そういう意味があつてですね、これはぜひですねお願いしたいのは、町長お願いしたいのはね、国保連合会から大変え、素晴らしい資料はもうちゅうがですよ、町は。だからね、議会のこういう前にね、全員に配っていただきたい。ほんで、ほんとにどうなのかということを勉強をさせていただいてですね、その上でやればもっとスムーズに、この条例の問題は進んでいったなあと思います。

で、そういうことあってですね、私はこれはひとつ全国に向かってね、黒潮町が問題提起する。そういうことで意味を込めて、私は修正賛成したいんですけどね。そういうことです。

それから、鳩山総理がね月に1,500万かしらもううて、それもひとつも知ららったみたいな人も、あれ国会議員辞めたら国保へ普通、普通やつたら入るんです。トヨタ自動車の社長も、普通やつたら国保へ入っちはうはずですがね。あればあ偉い人でもね、50万いうことですね、これ。上限があるがやつたら。だからね、そういう不公平さをね、僕ら思うちゅうわけよ。鳩山総理みたいな偉い人がね、たつた50万。それね、上限があるきそうながじやき。ああいう人はね、もっとずうんと払うてもううたられい。そういう意味の不公平さがあるので、これはちょっと目を覚ましてもらいたいので、修正案賛成。

まあ取りあえず苦しいなってもね、いつときはまあそういうことで町長頑張ってもらうて、国に声を出していただきたい。それで、どうしてもいかにやあ、それはまたそのときにみんなに相談していただくということですね、まあお願いしたい。修正案賛成の。

議長（小永正裕君）

次に、原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

初めに、議案第 15 号に対する委員会修正案について採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は委員会修正案に賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

委員会修正案に賛成の方は、ご起立お願ひします。

起立多数です。

従って、議案第 15 号に対する委員会の修正案は可決されました。

日程第 4、議案第 21 号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結について、議案第 22 号、宅地造成工事の請負契約の締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 21 号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結につきましてご説明致します。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次の工事について請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的ですが、町道中角藤縄線道路改良工事でございます。工事番号は、都市再生整備計画事業第 222 の 10 の 2 号です。契約方法は指名競争入札で、契約金額は 1 億 2,075 万円となっております。契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町佐賀 1990 番地、有限会社弘瀬建設、代表取締役、安光和恵さんでございます。なお、事業内容等につきましては、担当課長に説明させますのでよろしくお願ひ致します。

次に、議案第 22 号、宅地造成工事の請負契約の締結について説明致します。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次の工事について請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的ですが、宅地造成工事でございます。工事番号は、都市再生整備計画事業第 222 の 10 の 3 号です。契約方法は指名競争入札で、契約金額は 2 億 3,940 万円となっております。契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊與喜 43 番地 5、株式会社土居建設、代表取締役、土居三平さんでございます。なお、事業内容につきましては、担当課長に説明させますのでよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

失礼します。

それでは、担当課長、私の方から、議案第 21 号および第 22 号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 21 号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についての概要説明を申し上げます。

まず、この工事の整備目的についてですけれども、当路線は坂折中角地区の生活道として利用されていましたけれども、道路幅員が狭く、自動車の擦れ違いもできない状況にありました。また、藤縄地区へは連結されていないことから行き止まり状態で、交通面でも大変不便な状況でした。

これらの要因を解決するため、拡張改良工事および一部新設工事を行うことにより、集落間を結ぶ生活道として交通網を充実させ、もって地域の産業の発展に寄与することを目的としています。

工事内容についてですけれども、先にお配りした工事請負契約の締結にかんする参考資料ということで、平面図と、それから断面図をお配りしております。ちょっと分かりぬくい図面で大変恐縮なんですけれども、現

地をもう、これ10年間続けてきた事業ですので、国道56号からこの町道を見たときに、大きな山を2カ所切って作業を進めています。今回の工事は、その左側の山切りの最終に入つて右側の山切りをした部分につなげる工事で、最終年度の工事となります。施工延長は190メーター。掘削する土量は4,978立米、約5,000立米の切土を出します。そして、流用する盛土が672立米。残りは残土処理として4,306立米を出します。そして、切った後ののり面保護と致しまして、吹き付け工が1,195平米、そして山止め等の、それから側溝等の構造物をすべて完了した後に、舗装を全延長、延長にして944.5メートル、面積にしまして5,135平米を一括発注する工事でございます。

続きまして、議案第22号、宅地造成工事の請負契約の締結についての概略を説明させていただきます。

この工事は、佐賀の上分地区に整備予定の高規格道路によって住居移転を余儀なくされる皆さんへの宅地、そして、UJIターンや若年層の定住促進を行うための宅地開発として進めているものでございまして、まちづくり交付金事業で実施します。この事業も先の町道工事と同じように、本年度をもってハード事業は完了することになります。

これも、一昨日ですか配布した資料の一番最後につづられています図面、そして、その1つ手前の図面を参考にご覧いただきたいと思います。

まず、その一番最後に添付しています標準断面。まあ山をバシッとこう切った断面図ですけれども、上の水色に着色されている部分は、21年度、前年度までに完了して、現地にはもうこの部分はありません。従いまして、今年度この発注する工事では、その下の赤色に塗られている部分の山を切り取っていきます。

切り取った後の整地はどのようになるかというのが1枚手前にもんていただいた、宅地造成工事の全体という平面図がございます。

造成される宅地の総面積は8,300平方メートル、切土は4万9,700立米、約5万立米の切土を行います。そして区画は、数字を丸で囲んだ番号が1から26まであります、26区画の宅地造成を行います。そして、その宅地を囲む周囲に進入路を同時にいまして、その道路の総延長が全部で735メーター。そして同時に舗装も行いまして、舗装の面積が3,800平方メートルになります。また、宅地開発ということでございますので、水道工事も同時に発注致しまして、本管の径が75ミリで485メーター、配水支管として25ミリを47メータ一括発注、整備するものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

この際、3時15分まで休憩致します。

休憩 15時 00分

再開 15時 15分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第21号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号、宅地造成工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

認めるかどうかということについて、ちょっと勉強せないかんと思うんですが。

これ今、その坪当たりの単価が一体どの程度、これ仕上がりでなるか。まず、それからひとつお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

竹下議員の質問にお答えします。

22年度のこの工事がまだ終わっておりませんので、その坪単価のことはまだ申し上げる段階にはありません。

仮に、こちらで今、数字を言って、それがどんどんどんどんこう走っていきますと、高いと思うちょう人から安いと思うちょう人たちの計算も狂ってしまいますので、今年度事業が終わったあたり、そして来年度のこれからやらなければならない事業等も勘案して、また分譲開始のときにまたご発表できるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

どれだけこの宅地造成について、どれだけ今の、その旧佐賀町の中で最初に計画されたときに、かなりまあそこそこの需要を見込んで計画をされたと思うわけよ。

ところが、どうもこう今心配になってきたのは、町内のその需要に対してこれだけの造成をしなきやならん。まあ主は8軒の、高規格道路の立ち退きによってその8軒の方々の移転先としてここへ、その8軒分を構えるに当たって、それへ26戸分を計画をされたというのですが。そういう状況の中で、本当にそれだけの需要を大体まず押さえて造られたもんなのかいうことが、ひとつ今心配される。

で、造成をしていざ分譲というときには、この26戸分の宅地が売り切れるような状態、少のうても8割ばあは売れるというような状況にあるなら、まあそれに越したことはないけれども。造って、さあ売りに出しても、なかなか、この今造成をしている土地の単価というものについては、やっぱり坪当たりどうしても10万円以上のコストは掛かるだろう。造成費にそれだけのコストは掛かるだろうと思われる。

そうすると、今どき、この造成した土地が10万以上もするということになると、果たして分譲のとき時点にこれが全部はけるような状況にあるのかいうことも、ひとつの心配の点になるわけですが。

もう1つの問題は、どうもその需要よりも、ただ仕事を作ったらええんだ、公共投資をして仕事を作ればいいんだというような形の、このように大ざっぱなその事業の計画。8軒分に対して26戸分構えたというのは、そういう内容が、過去の旧佐賀町の段階で計画があつたんじゃないかということもちょっとこう疑わしくなってきます。

だから、あえてこの質問をさせていただいておるわけですが、そこらあたりどんなに今、見通しとして、まず、その坪単価が一体どの程度になるのかいう点。まあ見通しとして考えているかをお聞かせを願いたい。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

すいません。同じ答弁になりますけれど、坪単価というのは、今、発表するところにはありません。

しかしながら、旧佐賀地区というのは非常に住宅事情で、貧困といいますか困っている状況があります。公営住宅なりもありまして、また、山あいに囲まれた所で平地が少ないという地理もあります。そういうことで、これから黒潮町で、旧佐賀地域で働きたいと思っても、新しく家を建てる所というのも実際問題としてそ うある所ではありません。

実際、その宅地を造成するとなったら、旧佐賀町においてやられたアンケートに基づいて、その 26 区画というのは決まっております。それが多いのか少ないのかは、また今後のニーズとかによって判明するかと思いますけれども、過去にまあいろいろとご審議もいただいてこんにちに至っていることでございますので、私がまたここでどうこうということは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 22 号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行ないます。

初めに、議案第 21 号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、議案第 22 号、宅地造成工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 21 号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、宅地造成工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議員提出議案第 58 号、核持ち込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書についてから、議員提出議案第 60 号、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案、人権侵害救済法成立に反対する意見書を一括議題とします。

なお、提案説明者は意見書を簡潔に要約して提案してください。

それでは、提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 58 号、核持ち込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書の提案者、森治史君。

10 番（森 治史君）

それでは、総務の方で付託されました議員提出議案をやりますが、お手元の方に皆さん、核持ち込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書というレジュメが皆さんとこ行ちょうと思います。

それで、これはまあ日本という国は、広島、長崎と、実際に原爆に遭った国であります。それとビキニの方では、水爆という世界に類のないものにも被害に遭っております。それからすると、日本に米軍の持ち込む核について、こういうものは非核三原則、作らない、持ち込まないとかいうこと、使用しないということがあります。これを遵守するために強く求めるものであって、それを地方自治法 99 条の規定により意見書を国の方に出すものであります。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案 58 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 58 号、核持ち込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書についての質疑はありますか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

すいません、これ提出先がですね、（森議員より「ないね」との発言あり）ないと思うんですが。

これ全部ですね、今日のは提出先がないみたいですが。

議長（小永正裕君）

提出者、森治史君。

10 番（森 治史君）

ご指摘のとおり、今、めくって分かりましたけども、ここへ来た段だったので、国だということで、民主党の内閣の方へすべて出すようになると思います。そういうことで、ご了承。

出すときにはちゃんと打って出しますので、よろしくお願ひ致します。

(議場より「分かりました」の声あり)

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで森治史君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 59 号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提案者、浜田純一君。

8 番（浜田純一君）

簡潔にということでございますので、中抜きで説明を致します。

女性差別の撤廃をうたった女性差別撤廃条約が 1985 年に批准されて以来、4 世紀半近くもたった現在も、女性に対する差別は今なお、社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在をしております。本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会の調査制度を定めた女性差別撤廃条約選択議定書は、1999 年国連総会で採択され、2000 年 12 月に発効、現在までに世界で 98 カ国が批准をしております。批准ということは、条約を国家が認めて確認するという手続きであります。

しかし、日本政府は司法権の独立を侵す恐れを理由に、いまだに批准をしておりません。経済協力開発機構加盟国では、批准国内でアメリカと日本のみが批准をしておりません。

中抜きまして、しばらく下から 5 行目くらいな所に行きます。

政府も、男女共同参画社会基本法の理念の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付けています。男女共同参画審議会答申でも選択議定書について、男女共同参画の原点から積極的な対応を図っていく必要があると、批准へ積極的な姿勢を示しております。

こうした現状に則し、本条約が真の実効性を持ち、男女の人権を共に保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められております。

よって、本議会は国会および政府に対し、選択議定書を批准するよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 18 日、黒潮町議会議長、小永正裕。

出す所は、ころころころ大臣が変わりますので、よく調べてから提出致します。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案 59 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 59 号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで浜田純一君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 60 号、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案、人権侵害救済法成立に反対する意見書の提案者、山下伊都子さん。

2 番（山下伊都子さん）

議員提出議案第 60 号、黒潮町議会議長と。これ皆さんに配布しておりますので、短くやれっていうことですので、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案、人権侵害救済法成立に反対する意見書を、これは書いてませんんですけど、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣に送ります。

この条例は、まだまだ人権の侵害の定義があいまいだということで、心意的に運用される危険があるっていうことで、人権侵害救済法を成立させないための反対する意見書です。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案 60 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 60 号、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案、人権侵害救済法成立に反対する意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで山下伊都子さんに対する質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第 58 号、核持ち込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書についてから、議員提出議案第 60 号、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案、人権侵害救済法成立に反対する意見書を括して討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議員提出議案第 58 号、核持ち込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 59 号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 60 号、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案、人権侵害救済法成立に反対する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

閉会に当たり、お礼のごあいさつをさせていただきます。

皆さま、お疲れさまでした。慎重審議をいただき、提出議案の一部修正はございましたが、可決をいただきありがとうございました。

皆さんからいただいたご意見等につきましては、真摯（しんし）に受け止め、行政運営に生かしてまいりたいと思います。

これからもよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終ります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 22 年 6 月第 31 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15 時 36 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小永正裕

署名議員 西村勝伸

署名議員 坂本みや